

自 己 点 検 評 価 書 (2022～2024)

令和 7 (2025) 年 6 月
四日市看護医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	14
基準 3. 学生	19
基準 4. 教育課程	35
基準 5. 教員・職員	51
基準 6. 経営・管理と財務	61
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	69
基準 A. 地域社会への貢献	69
四日市市との公私協力体制の整備	
看護医療職人材育成・生涯学習の拠点	
人的資源の提供	
V. 特記事項	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

四日市看護医療大学の建学の精神

「人間たれ」

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の精神のもと、平成 19（2007）年 4 月に開学した。

本学の設置母体である暁学園は、第二次世界大戦終結直後、宗村佐信初代理事長が「民主的平和国家としての日本の再建は先ず教育の振興が急務である」との強い信念のもと、『…真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。…今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日 暁学園設立の趣意書より抜粋）との思いから、当時の四日市市長吉田勝太郎氏らと計らい、昭和 21（1946）年財団法人暁学園として、暁女子専門学校（のちに暁学園短期大学へ改組、さらに四日市大学短期大学部へ校名変更）及び暁幼稚園を設立したことに始まる。

戦後の新しい教育体制に基づき、昭和 23（1948）年に暁小学校、暁中学校を、翌 24（1949）年には暁高等学校（全日制・定時制）を設立し、昭和 25（1950）年には短期大学制度の発足にともない、それまでの暁女子専門学校を暁学園短期大学に改組し、創設数年にして総合学園の基盤を確立した。さらに、昭和 63（1988）年には「この地に高等教育機関を」との地域社会の強い要望の中、四日市市の要請を受け、公私協力型大学の先駆的存在として四日市大学を開学し、ここに幼稚園から大学までを擁する総合学園としての一貫教育体制を構築することとなった。平成 19（2007）年には同じく四日市市の要請のもと、産業都市四日市の地域特性を見据えた、「産業看護を通して地域への貢献」を目指して、四日市看護医療大学を開学、平成 23（2011）年には同大学院看護学研究科を開設、さらに令和 2 年（2020 年）には臨床検査学科を開設し、令和 6（2024）年に大学院臨床検査学専攻を開設し、大学として進化を続けている。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が幼稚園から小学校、中学校、高等学校、短期大学までの校種を設立し、総合学園としての体制をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制作委員会（委員長 五嶋孝吉暁学園短期大学初代学長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて、制定当時の五嶋孝吉学長は次のように述べている。

『「人間たれ」という我が暁学園の綱領は、世の移り変わりがどのように激しくても、人間教育のアルファであり、オメガであるものとわたしは確信している。その意味するところは、広く深い、『愛は最高なり』ということと相通ずるものである。拔群の才能を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学

園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。」

このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、人を愛し、学問を愛し、美を愛する人間を育てるということである。本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

1. 四日市看護医療大学の基本理念

四日市看護医療大学の基本理念

「人間重視を根幹とした教育研究の実践」

「高度な知識・技術の教授と研究」

「地域社会への積極的な貢献」

本学は、4 年制看護系大学の設置を熱望してきた四日市市と長年にわたり地元で私学教育に携わってきた暁学園（昭和 21（1946）年設立）との公私協力方式により設置された。四日市看護医療大学の基本的な教育研究理念は、四日市市との意思疎通の中で形成されたものであり、「教育研究上の目的」として次の通り示されている。

人間重視を根幹とした教育研究の実践

人間を対象とした学問領域であることから、人間愛、倫理観に基づく「人間重視」の考え方を常に基本とし、人間の本質を問い、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を育成する。

高度な知識・技術の教授と研究

人間への理解、尊重そして洞察力に加え、確かな看護医療知識・技術を持ち、保健・医療・福祉現場での状況に応じた判断能力、管理能力と、他の保健医療専門職とのチームワーク、コーディネート能力を有する保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を育成する。また、本学の特色である産業看護に関する教育ならびに研究の充実を図る。

地域社会への積極的な貢献

本学が公私協力方式により設立されることを踏まえ、時代の要請に柔軟に対応しながら市民からの負託に応えるべく積極的に地域貢献を行い、地域社会に対し質の高い教育と研究の成果を提供する。産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育にも力点をおく。

四日市看護医療大学は、設立母体である暁学園の学園綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹としその具現化に努め、高度で最先端の看護専門学芸を教授・研究するとともに、公私協力方式で設立された大学として地域社会に積極的に貢献していく。

2. 四日市看護医療大学の使命・目的

大学の使命・目的

教育基本法及び学校教育法に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする。

大学院の使命・目的

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園と四日市市、市立四日市病院の公私協力方式により設置され、地域における看護医療人材の安定的な確保とその資質向上、地域社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を養成するとともに、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことを目的とする。

したがって、建学の精神及び大学の基本理念を基盤としながら、大学においては「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（四日市看護医療大学学則第1条）と定めている。

また、大学院においては「看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（四日市看護医療大学大学院学則第1条）と定めている。

大学では養成を目指す人材像として以下の7つを掲げ、それらを教育目標としている。

- ・ 人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・ 医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・ 人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・ 安全で的確な実践力を有する人材
- ・ 的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・ 課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・ 産業看護の知識・技術を持った人材

また、大学院では養成を目指す人材像として以下の5つを掲げ、それらを教育目標としている。

- ・ 広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教

育・研究能力を有する人材

- ・ 進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
- ・ 急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
- ・ 人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
- ・ 産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要なが高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

4. 四日市看護医療大学の個性・特色

四日市看護医療大学の個性・特色 「地域社会への貢献」

四日市市との公私協力方式により設置された大学であるという性格から「地域の生涯学習機会の拠点」及び「社会貢献機能」という2つの機能にも大きな比重を置き、大学の個性・特色の一つとしている。本学の設置にあたっては、特に大学の地域開放を推進し、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことが期待された。地域社会からの大学利用の要望として、共同研究、施設の利用、公開講座、講演会、出張講義、看護医療職への継続教育、地域住民に対する健康教育等の開催などが挙げられるが、本学はこのような需要に対応しつつ、地域に開かれた大学として生涯学習の拠点の役割を担っている。

さらに、三重県内外の他の大学や研究機関、医療機関、自治体、NPO、企業、高等学校、地域住民に至る幅広い人々と連携・協働し、共同研究や情報の提供、生涯学習の機会と場の提供を行い、看護・医療技術、健康意識の高揚等のため積極的に地域社会への貢献活動に取り組むことにより、本学の社会的使命を果たしている。

また、本学の位置する四日市市及びその周辺地域は、中京工業地帯の中にあって、国際貿易港である四日市港を中心に、臨海部の石油化学工業、内陸部での電子機器・自動車等、製造業が盛んな産業集積地であり、働く人々の健康の保持増進への支援を行う「産業看護」の学術研究の拠点となる大学としても期待され、そのニーズに対応した大学としての役割を果たせるものである。本学は、地域密着型の大学を目指しており、その学術研究の成果を三重県、四日市市をはじめとする地域社会へ積極的に還元するため本学の附置研究機関である地域研究機構を設け、地域社会におけるシンクタンク的な機能も持ち合わせている。

これら社会貢献や地域貢献という使命感の中、本学の高い公務員就職率もその特色を表している。

さらに、令和2(2020)年4月には、中部地方の4年制大学で初となる文部科学大臣指定の臨床検査技師養成学校として、新たに医療技術系の「臨床検査学科」の新設を成し遂げ、看護の単科大学から看護医療大学の名にふさわしい大学となり、令和6(2024)年には大学院臨床検査学専攻(修士課程)を開設し、大学として進化を続けている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

四日市看護医療大学の設置母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、当地の実業家であった宗村佐信によって創立されて以来、「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと聡明で心豊かな人材の養成に努力を重ねてきた。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院を擁する三重県下唯一の総合学園として、この地における私学教育の一翼を担い、地域社会に貢献している。

本学は、平成 19（2007）年に四日市市の強力なバックアップ（約 10 億円の設置助成）のもと公私協力型大学であることを特色とし、看護学部のみ単科大学としてスタートした。その後、平成 23（2011）年には大学院看護学研究科を開設、令和 2（2020）年には臨床検査学科を開設、令和 6（2024）年に大学院臨床検査学専攻（修士課程）を開設し、看護医療学研究科と改組した。

四日市看護医療大学沿革

昭和 21（1946）年	3 月	財団法人暁学園（現在の学校法人暁学園）設立認可
平成 18（2006）年	4 月	四日市看護医療大学設置認可申請
平成 18（2006）年	11 月	四日市看護医療大学設置認可
平成 19（2007）年	4 月	四日市看護医療大学開学 看護学部看護学科開設 初代学長に河野啓子就任 産業看護研究センター開所
平成 20（2008）年	3 月	米国カリフォルニア州立大学ロングビーチ校と学術交流協定締結
平成 22（2010）年	5 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可申請
	10 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可
平成 23（2011）年	4 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設
平成 24（2012）年	4 月	看護学科入学定員を 95 人から 100 人へ変更
平成 25（2013）年	4 月	第 2 代学長に丸山康人就任
平成 26（2014）年	4 月	四日市地域研究機構を四日市看護医療大学地域研究機構に改組
平成 27（2015）年	4 月	学生支援センターを教育推進・学生支援センターに改組、IR 課設置
平成 28（2016）年	4 月	サロン MIE 開設
平成 31（2019）年	3 月	新学科（臨床検査学科）設置認可申請
令和 1（2019）年	9 月	新学科（臨床検査学科）設置認可
令和 2（2020）年	4 月	臨床検査学科開設
令和 3（2021）年	4 月	第 3 代学長に柴田英治就任
令和 5（2023）年	9 月	大学院臨床検査学専攻設置認可
令和 6（2024）年	4 月	大学院臨床検査学専攻開設

2. 本学の現況

- ・大学名 四日市看護医療大学
- ・所在地 三重県四日市市萱生町 1200 番地
- ・学部構成 看護医療学部看護学科
看護医療学部臨床検査学科

四日市看護医療大学

大学院看護医療学研究科看護学専攻（修士課程）

大学院看護医療学研究科臨床検査学専攻（修士課程）

・学生数、教員数、職員数（2024 年 5 月）

学生数

（単位：人）

学科		入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護		100	400		1 年	2 年	3 年	4 年	合計
				男	2	8	6	5	21
				女	117	98	107	117	439
				合計	119	106	113	122	460
臨床検査		50	200		1 年	2 年	3 年	4 年	合計
				男	9	5	18	19	51
				女	29	27	23	36	115
				合計	38	32	41	55	166
研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護 医療学	看護学	5	10		1 年	2 年	合計		
				男	0	1	1		
				女	0	9	9		
				合計	0	10	10		
看護 医療学	臨床検査学	5	10		1 年	2 年	合計		
				男	5	—	5		
				女	1	—	1		
				合計	6	—	6		

教員・助手・職員数

職名			男	女	計
教員	学部（専任）	学長	1	0	1
		専任教員	14	22	36
	小計		15	22	37
	学部（期限付）	教授・准教授	1	0	1
		助教	1	9	10
		助手	2	4	6
	大学院（期限付）	教授	0	0	0
		特任教授・准教授	2	0	2
	小計		6	13	19
職員	専任職員		10	11	21
	期限付職員		0	1	1
	小計		10	12	22
兼務講師	学部・大学院	非常勤講師	54	15	69
嘱託職員	パート職員		0	10	10
合 計			85	72	157

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市看護医療大学学則・大学院学則」、「四日市看護医療大学学生便覧」、「四日市看護医療大学大学案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」、「大学学報」「学内掲示版」等で明示し、学生、その父母等や受験生、その他関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に建学の精神（学園綱領）、基本理念、使命・目的、教育理念を示しており、入学時のオリエンテーションや常設の電子掲示板により、通常、の学生生活の中においても、いつも触れる機会を設け、積極的にその周知を図っている。一方、父母等に対しては、教育後援会役員会や父母等懇談会時に学長から直接説明する機会を設けている。また、大学院の使命・目的及び教育目的についても、大学と同様に「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などで明示している。

本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、四日市市と毎年開催している四日市看護医療大学運営協議会を通じて事業活動の収支や就職・進路及び国家試験結果状況の他に、本学の教育の使命や目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーなどを説明し、理解を深めていただくとともに、意見や指摘をいただく場を設けている。

②中期的な計画への反映

本学は、平成 19（2007）年の開学後、大学の完成と大学院の開設・完成を中長期的な目標として計画的に運営されてきた。平成 23（2011）年 3 月には看護学部看護学科の卒業生（1 期生）を送り出し、翌 4 月には大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設された。その後、令和 2（2020）年には臨床検査学科を開設し、看護医療学部看護学科、臨床検査学科の 2 学科となった。さらに、令和 6（2024）年に大学院臨床検査学専攻を開設し、大学院看護医療学研究科看護学専攻、臨床検査学専攻の 2 専攻となった。

現在、令和 5 年（2023）年度から令和 9（2027）年度の暁学園第 8 次中期経営計画に示された 5 つの戦略強化プラン（Ⅰ. 教育研究力強化、Ⅱ. ネットワーク強化、Ⅲ. 募集戦略強化、Ⅳ. 教育環境強化、Ⅴ. 経営基盤強化）も、使命・目的及び教育目的を意識したものとなっている。

③三つのポリシーへの反映

本学の掲げる3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも大学の使命・目的及び教育目標は反映されている。

ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーについては、所定の在学年限を満たし、履修要件として定めた単位以上を修得した学生に対し学位を授与する方針を定めており、学部では以下の5点を、掲げている。一方、大学院では、所定の単位を取得し、学際的かつ深い科学的知識ならびに高い研究能力・実践力を有する者に対し修士の学位を授与することとしており、以下の学修成果4点を明示している。、学位授与に関する方針としている。また、看護学科の新カリキュラム導入に伴い2022年度以降入学生と大学院臨床検査学専攻新設に合わせてそれぞれに対応した新たなディプロマポリシーを明示している。

〈看護学科〉

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

2021年以前入学生

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

2022年以降入学生

1. 高い倫理観に基づく人への尊厳や配慮（ヒューマンケア）を基盤とした看護を実践することができる。
2. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護を実践することができる。
3. 専門的知識・技術に基づき、地域に暮らすあらゆる健康レベルの人々にそれぞれ必要とされる看護を実践することができる。
4. 幅広い視野でヘルスケアシステムにおける看護の専門性ならびに連携する多職種の機能・役割を理解し、連携して地域社会に貢献することができる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、人間として自己の成長に努め、専門職としてのキャリアの基礎を形成することができる。

〈臨床検査学科〉

臨床検査学科に所定の年限以上在学し、履修要件として定めた単位以上を修得した者に当該学位を授与する。卒業までに、臨床検査学科の学生が身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 臨床検査の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき臨床検査を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と確かな倫理観を持ち、臨床検査の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康と環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から医療技術援助ができる。
4. 幅広い視野で臨床検査を考え、ヘルスケアシステムにおける臨床検査の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け臨床検査を主体的に学び、臨床検査の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

〈大学院：看護学専攻〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。

所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師（CNS）コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探究し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

〈大学院：臨床検査学専攻〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。

所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（臨床検査学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 臨床検査学の高度な知識と研究手法を体得し、臨床検査の質向上に向けた研究を遂行することができる。
2. 専門職業人として医療に対する幅広い知識と技能を駆使し、高度な臨床検査を実践できる。
3. 健康に対する社会的ニーズを認識するとともに、グローバルな視野を持ち、科学的根拠に基づき、自ら考え、判断し、課題解決に向けて対応することができる。
4. 臨床検査技師の役割を探究し、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者として社会に対して責任を果たし、貢献できる。
5. 自ら積極的に臨床検査学の課題を探究し、主体的に解決しようとする能力と研究的視点を備え、科学的探究心を持ちながら継続的に研究を遂行できる。

カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーにおいても、本学は建学の精神及び大学の基本理念を踏まえ「四日市看護医療大学学則・大学院学則」第1条に記された大学及び大学院の使命・目的を実現するためのカリキュラムの構成方法を明示している。また、看護学科の新カリキュラム導入に伴い、2022年度以降入学生と大学院臨床検査学専攻新設に合わせて、それぞれに対応した新たなカリキュラムポリシーを明示している。

〈看護学科〉

看護学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成する。

2021年度以前入学生

1. 大学の理念、学部教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. 人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康の概念として、社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

2022年度以降入学生

1. 基礎科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 基礎専門科目を通して、看護の対象理解に必要な基本的知識を持つ学生を育成する。
3. 専門科目を通して、専門的な知識や技術を育み、看護職としての確かな基盤を築くとともに、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けされた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して知識・技術はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

〈臨床検査学科〉

臨床検査学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成する。

1. 基礎教育科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 専門教育科目を通して、専門的な知識や技能を育み、臨床検査技師としての確かな基盤を持つ学生を育成する。
3. 研究演習を通して、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けられた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して、知識・技能はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

〈大学院：看護学専攻〉

本専攻では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師（CNS）コースを置く。

カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の学生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師（CNS）コースのどちらの学生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱと特別研究Ⅲ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師（CNS）コースでは、急性看護学領域におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師（CNS）教育を展開している。

〈大学院：臨床検査学専攻〉

本専攻では、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者を育成することを目標としている。そのため、カリキュラムは臨床検査学のみならず広く医療に関して学ぶ「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 「共通科目」は広く医療・臨床検査に関する能力を身につけた上で、目的に応じた教育・研究者として不可欠な科学的思考の基盤を身につけることができるようカリキュラムを編成する。
2. 「専門科目」として、病態の検査解析について感染防御を含め、起因となる微生物、生体物質から探求する「病因解析学分野」と病態の検査解析について生体機能、病理学的視点から探求する「病態機能検査学分野」の二分野から構成し、両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるようカリキュラムを編成する。
3. 「研究指導科目」として「特別研究Ⅰ」では研究課題に関する情報収集、論文検索を行い、「特別研究Ⅱ」では研究課題に対する基礎的研究を進め表現力も合わせて身につける。「特別研究Ⅲ」では修得した知識・技術を駆使し研究を遂行し論文作成研究発表を行う。中間発表会も実施し、評価結果に応じ指導方法の改善を図る。研究への初歩的アプローチから修士論文の完成まで、研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、専攻全体で指導体制をとるものとする。
4. 成績評価は客観性及び厳格性を担保するため、各科目のシラバスに明記された評価基準に基づき厳格に行い、成績評価の方法と基準を用いて多面的・総合的に評価する。

アドミッション・ポリシー

アドミッションポリシーにおいても、本学は建学の精神及び大学の基本理念を踏まえ、「四日市看護医療大学学則・大学院学則」第1条に記された大学及び大学院の使命・目的を達成するための入学者の受け入れ方針を明示している。

〈看護学科〉

本学科では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を实践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。

したがって、本学科では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受け入れを基本方針としています。

○本学の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者
4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

〈臨床検査学科〉

本学科では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を实践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念・目的としています。したがって、本学科では、次の1から3のすべてを備えた入学者の受け入れを基本方針とし、さらに、4か5のいずれか一方、又は両方を備えていることが望ましいものとします。

○本学科の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 物事を探求し、自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
3. 何事にも主体的に取り組む、他者と協働して学ぶ意欲がある者
4. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
5. 臨床検査の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

〈大学院〉看護学専攻

看護学専攻は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者
2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者
3. 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

〈大学院〉臨床検査学専攻

臨床検査学専攻は、専門性の高い臨床検査学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 臨床検査学専攻の教育を受けるための基礎的な医療の知識や技術を有する者。
2. 高度専門職業人または教育・研究者として、臨床検査学のみならず広く医療の発展に貢献する意欲を有する者。
3. 臨床検査学や医療に対する高い追究心を持ち、主体的な学修および自己啓発に積極的である者。

④教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織の構成は、以下の通りとなっている。

・学部

本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けて、看護医療学部には入学定員を 100 名とする看護学科と入学定員 50 名の臨床検査学科を設置している。機能的かつ効果的な教育が期待できるよう、適切な数の教員を確保し、教育・研究活動を展開している。また、地域社会の活力向上に貢献する保健師・助産師・看護師・臨床検査技師の養成に取り組んでいる。

・大学院

大学院看護医療学研究科では、看護学専攻において、使命・目的及び教育目的に基づき修士論文コースとして「看護学基盤分野」、「産業看護学分野」、「看護学実践分野」の 3 分野を設置している。「看護学基盤分野」、「産業看護学分野」は修士コースとして、看護教育・研究能力を備えた人材の養成を目的としている。「看護学実践分野」には、地域からの強い要請に応え、専門看護師(CNS:Certified Nurse Specialist)養成のため専門看護師(CNS)コースを設け、「急性・重症患者専門看護師」の養成を行っている。

令和 6 年度に開設した臨床検査学専攻では、修士課程として「病因解析検査学分野」「病態機能検査学分野」を設置し、高度な知識と研究手法を習得することで、臨床検査の質的向上を目指している。

・地域研究機構

「地域研究機構」では、「産業看護研究センター」と「看護医療研究交流センター」の 2 部門が、それぞれが人的資源の提供や生涯学習の機会の創出を通じて、地域貢献の推進に努めている。

上記 3 つの教育研究組織では、専任教員が兼任することで組織間の整合性が保たれ、本学の使命・目的及び教育目的達成のために有機的に機能している。

⑤変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的は、これからの社会情勢等に対応し、必要に応じて見直しを行っていくべきものと認識している。医療の高度化・複雑化、少子高齢化による医療ニーズの増加等により、看護医療職へのニーズが高いことと認識しており、本学が目標とする豊かな人間性と高度な知識・技術を兼ね備えた看護医療専門職を育成することは明確である。そのような中で、令和 6 (2024) 年 4 月には、より高度な医療職を養成するため、臨床検査学専攻(修士課程)を開設し、高度化する医療ニーズに対応できる医療職の養成を開始したところである。

◇エビデンス集 資料編

四日市看護医療大学学則、大学院学則

四日市看護医療大学学生便覧

四日市看護医療大学大学案内、大学院案内

四日市看護医療大学ホームページ

地域研究機構設置規程

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・目的及び教員目的は、大学学則第 1 条、大学院学則第 1 条に具体的かつ明確に定められている。また、これらは、学生便覧・ホームページ・大学案内などにおいて、簡潔で分かりやすい文章として公表されている。これらの他に、常設の電子掲示板で日常的に「3 つのポリシー」を表示しており、学生への周知と内容への理解は浸透されていると考えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

外部評価の一環として、四日市市から「大学のポリシーは学生に十分理解されているのか」との指摘があり、その実態を大学としてあまり把握ができていない点があり、学生や受験生の視点から理解しやすいかどうか、達成度の評価がわかりやすいかなど軽視せずに、検証していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、教職員・学生はもとより、父母等、受験生、地域社会の方々に本学の使命・目的及び教育目的を理解いただくように、大学ホームページや大学案内等を通じた広報活動を積極的に展開している。入学式・卒業式、オープンキャンパスなどの大学行事、教育後援会、公開講座等の機会を活用し、簡潔かつ明確な情報発信に努めるとともに、常に最新の情報提供を意識している。今後は、ポリシーの認知度や理解度について、学生への授業評価アンケートや学生生活調査等の追加項目として検討していきたい。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2022 年 3 月、学校法人暁学園本部から第 8 次中期経営計画（2022-2024）が発表された。本計画では、①教育研究力強化プラン、②ネットワーク強化プラン、③募集戦略強化プラン、④教育環境強化プラン、⑤経営基盤強化プランの 5 つの強化プランが規定され、本学においてもそれぞれに対応が必要となる。

大学運営においては、中期経営計画の実現に向けて、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会をはじめ、教授会、教育推進・学生支援センター、大学院研究科委員会、事

務局などの組織が構成されている。

学部各種委員会は大別して3つに分類される。学長を委員長とした7つの委員会、教授会の下に設置された10の委員会、教育推進・学生支援センターの下に設置された教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門の3部門が置かれ、各部門で複数の委員会があり、教育推進・学生支援体制を構築している。

大学院研究科委員会では、教育効果の向上を目的として、以下の5つの担当学会議、教授担当学会議、自己点検・評価担当学会議、FD担当学会議、入試担当学会議、研究倫理担当学会議を設置し、大学院教育を担う教員の適切な配置を行っている。

教員組織として、看護学科では8領域（基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学）に区分されており、教員間の情報共有を促進するため、助手を含めた全教員による学科会議（教員会議）を各学科で毎月開催することとしている。臨床検査学科の領域区分はないが同様に学科会議を開催している。

内部質保証を担う「自己点検・評価委員会」は教授会の下に設置されており、全ての内容を教授会へ報告され、チェックを受ける体制となっている。自己点検・評価委員会の委員長は、学長であり、教授会への報告も適切に対応していると考えている。

また、教授会での事項内容は、全教職員に速やかに伝達されるため、学長の意思も迅速に反映される体制が整っている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価委員会が中心となり、教授会や研究科委員会をはじめ、全ての委員会、各看護学専門領域、事務部門の各課及び附属施設の地域研究機構に対して、PDCA サイクルに基づく年次活動報告書の提出を義務付けている。自己点検・評価報告書を原則3年に1回作成することにしており、その結果を全教職員に周知することで、全学的な情報共有と継続的な改善を促す仕組みを確立している。自己点検評価項目については、今回から第4期の認証評価と連動した構成としており、①使命・目的等、②内部質保証、③学生、④教育課程 ⑤教員・職員、⑤経営・管理と財務 ⑥大学独自の評価としている。

内部質保証活動を担う自己点検・評価委員会では、結果の分析と次年度の活動に向けての提案書の作成が大切な役割であり、委員会における活動報告書の分析結果は、速やかに教授会で報告され、学長のチェックを受けている。

また、本学は四日市市との公私協力方式で開設した大学であり、開学時の支援に加え、奨学金や実習施設の提供など様々な支援を受けているが、奨学金の原資が四日市市の補助金であることもあり、大学の運営状況等を報告し、意見交換を行う「四日市看護医療大学

運営協議会」を設置している。この協議会は、四日市市側からは、副市長、政策推進部長、健康福祉部長、市立四日市病院事務長、大学側からは学長（委員長）、両学科長、事務局長及び学園事務長が参加し、毎年必ず開催されている。協議会では、財務的な運営状況、大学運営の方針や入学者の状況、就職の状況、留年・退学の状況、教育のあり方など様々な観点から意見交換が行われ、大学運営に対するチェック機能を果たしている。この意味で、「第三者評価機関」としての役割も担っており、指摘事項等を教育活動の改善・向上に役立てている。なお、毎年作成する年次活動報告書や3年に1度の自己点検・評価報告書は大学ホームページにて公表しており、学内外で認識を共有する仕組みとして機能している。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR 課においてデータ分析を学修成果等に結びつける取り組みを試みているところである。具体的には、入学選抜試験区分において合格者の入学後の成績（GPA）や国家試験合格率、留年・退学率などの傾向を分析し、その結果を入試方法改善に反映させることを目指している。これまでの分析では、学校推薦型選抜、一般選抜、育成会奨学生・あかつき特待生選抜、社会人等特別選抜などの入試区分において、系列校入試の国試合格率・GPAが若干低い結果となったが、他選抜との大きな差はない状況であった。

今後も分析方法を工夫し、出席率と成績、留年・退学率、入学試験時の志望順位と成績、留年・退学率など、様々な視点からの分析を考え、大学の学生募集の向上や中退率の減少につなげ学生の資質向上に寄与することを目指します。IR 分析結果の検証は、アセスメントポリシーと照合し、今後も多くの情報を一元的に管理し、継続的な分析を実施していきたいと考えている。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学生生活委員会が中心となって学生生活調査を実施し、学生の意識把握に努めている。調査項目は、学修時間や大学で身についた能力、不安や悩み、設備や事務対応など学生生活全般にわたっている。

また、FD 委員会では学生の意見をもとに授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、その結果を学生へ公開する仕組みを確立している。

さらに、学生の意見収集のため、常時「意見箱」も設置し、誰もがいつでも無記名で自由に投函できる体制を整えている。投函された意見への対応結果も公表しており、学生生活調査も含めて、これまでにコンビニエンスストアの改善や学食のメニュー、券売機の電

子マネーなど、複数の要望に対応してきた。大学院においては、教職員個々による情報把握に加え、FD 担当者会議が実施する「大学院研究環境評価調査」を通して、学修支援をはじめとする学生生活全般についての学生の意見・要望に対応している。調査結果は研究科委員会に報告され、教職員全体で情報を共有するとともに、各部署・担当者が学修研究環境の充実・改善に反映させている。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

毎年、「教育後援会総会（役員会）」と「父母等懇談会」を実施している。懇談会では両学科の卒業生から職場体験や学生生活等の説明を行い、高い評価を得ている。また、担当教員による個別面談も実施しており、成績や日頃の学生生活について説明や意見交換を行っている。また、父母等の多くから授業料等の自動振替を望む声があり、事務処理手続等を行い、令和5年後学期授業料より導入を図った。その他、教育後援会では、会員全員に書面での意見収集の機会を設けており、寄せられた要望等には適切に対応するように努めている。また、大学行事や学生生活の状況を伝える季刊誌「オレンジの風」及び「学報」を発行し、情報提供を行っている。さらに、「四日市看護医療大学運営協議会」を開催しており、四日市市から副市長、政策推進部長、健康福祉部長、市立四日市病院事務長、大学側は学長（委員長）、両学科長、事務局長及び学園事務長が出席し、意見交換等を行っている。協議会では、財務的な運営状況をはじめ、大学運営の方針や入学者の状況、就職の状況、留年・退学の状況、教育のあり方など様々な観点からの確認と助言を受けている。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、内部質保証の一環として、学修成果の維持・向上を重要な課題と捉えている。と考え、シラバスに記載された評価基準に基づき、科目担当教員は学期末に実施される試験等を通じて、学生が設定した到達目標にどの程度到達しているのかを厳格に評価する仕組みを整えている。また、本学は以下のアセスメントポリシーを定め公式ホームページ上で公開しており、各項目を意識しながら学修成果を検証している。大学にとって重要な国家試験合格率や就職率も高い水準を維持している。

	入学前・入学直後判定	単位認定・進級判定	卒業時（卒業後）判定
	アドミッションポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則り学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	入学試験	2,4年次におけるカリキュラムの到達目標ごとの自己評価	卒業時におけるカリキュラムの到達目標ごとの自己評価
	調査書等の記載内容	修得単位数	学位授与数
	入学前教育	進級率	就職率
	PROGテスト	GPA	国家試験の合格率
		休学率	PROGテスト
		退学率	進学率
		学生生活調査	統合実習評価
			研究演習Ⅱ（卒業研究）評価
			模擬試験等の各領域の得点率
授業科目レベル	—	成績（講義・演習・実習）評価	卒業生へのアンケート調査
		授業評価	

さらに、教務委員会を中心として「授業評価アンケート」を全授業科目に実施しており、学生が回答したアンケート結果は教学課で集計され、科目担当の教員に通知される仕組みとなっている。教員は、評価の結果や学生からの個別の意見に対して、対応策を「リフレクションペーパー」に記載して教学課へ提出することを義務付けており、学生主体の授業を考える貴重な機会となっている。なお、この授業評価アンケートの結果は公開されており、学生・教員ともに閲覧可能である。

今後も学修効果の向上を図るために、学生が抱える問題に対応する取り組む体制の強化を進め、関連する情報を収集・分析しながら、PDCA サイクルを活用して継続的な改善に取り組んでいく。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

毎年、自己点検・評価委員会より、各部門単位である「年次活動報告書」を作成し、その報告書に基づき、課題点や改善方法の提言を実施している。その年次活動報告書と併せて、3 年ごとに自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページには公表し、認識を共有している。また、前学期・後学期に行う「授業評価アンケート」では、学生からの意見収集に基づき、授業の現状や学修効果を図っている。アンケート結果は、上記同様にホームページに公表し、認識を共有している。その他、アセスメントポリシーをはじめ、I R の検証項目（学生生活調査、国家試験結果、就職率等）をホームページに公開している状況である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学外の関係者である父母等には、毎年実施の教育後援会役員会・総会での意見収集や書面での対応も継続しているところである。

また、四日市市との公私協力方式に基づき、四日市看護医療大学運営協議会を毎年開催し、四日市市の副市長、政策推進部長、健康福祉部長、市立四日市病院事務長、大学側は学長（委員長）、両学科長、事務局長及び学園事務長の構成委員で、大学運営の方針や大学教育のあり方など評価を受け、意見交換等を行っている。四日市市から「運営収支状況は申し分ない」との評価を受けている一方、毎年「国家試験合格率 100%」という期待を込めた要請を頂いている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学外関係者の意見・要望では、国家試験結果、就職進路状況の関心が高く、安定した達成率が求められ、大学全体として教育の質の改善・向上を意していくよう教授会等で発信している状況である。四日市市の協議においても、同様の教育の質の向上や改善をはじめ、収支状況や大学運営の改善・向上に向けた議論を続けているとともに、指摘を受けている国家試験対策においては、新たに e-learning 導入などの取組みを始めたところである。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、豊かな人間性と高度な専門性を備えた人材を育てることを建学の精神とし、学部と大学院のアドミッション・ポリシーを以下の通り定義している。アドミッション・ポリシーは、「四日市看護医療大学学生募集要項」「四日市看護医療大学大学院学生募集要項」及び本学公式ホームページに掲載し、本学の情報を収集する受験生とその保護者や高等学校の進路指導担当者など多くの方に対し広く公開しているほか、オープンキャンパスや入試相談会などの説明の場においても、参加者への理解促進と浸透を図っている。

〈看護学科〉

本学科では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。

したがって、本学科では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受け入れを基本方針としています。

○本学の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者
4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

〈臨床検査学科〉

本学科では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念・目的としています。したがって、本学科では、次の 1 から 3 のすべてを備えた入学者の受け入れを基本方針とし、さらに、4 か 5 のいずれか一方、又は両方を備えていることが望ましいものとします。

○本学科の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 物事を探求し、自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
3. 何事にも主体的に取り組む、他者と協働して学ぶ意欲がある者
4. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
5. 臨床検査の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

〈大学院〉看護学専攻

看護学専攻は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者
2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者
3. 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

〈大学院〉臨床検査学専攻

臨床検査学専攻は、専門性の高い臨床検査学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 臨床検査学専攻の教育を受けるための基礎的な医療の知識や技術を有する者。
2. 高度専門職業人または教育・研究者として、臨床検査学のみならず広く医療の発展に貢献する意欲を有する者。
3. 臨床検査学や医療に対する高い追究心を持ち、主体的な学修および自己啓発に積極的である者。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受け入れの方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

1) 学部の入試

学部の入試については、令和 6（2024）年度入試からの導入の総合型選抜、出身高等学校長の推薦を受ける学校推薦型選抜、学力試験が中心の一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜を実施することで入試区分を多様化し、アドミッション・ポリシーに沿う高い資質を持った学生を幅広く求め、確保するように努めている。中でも本学では、四日市市の協力に基づく奨学生入試制度を設けており、奨学生として入学した者には在学中の授業料相当分が貸与され、卒業後四日市市内医療機関で就業すれば返還が免除されるという制度があり、大きな特徴となっている。

令和 7（2025）年度入試からは、新たに臨床検査学科対象としたあかつき特待生選抜を導入している。また、学生募集の対象には高等学校卒業（見込）者に限らず、社会人等特別選抜入試で社会人や大学既卒者も受け入れており、門戸を広く開いている。

令和 6（2024）年度実施（令和 7 年度入学者選抜試験）として実施された入試区分と、それぞれの選考方針の概要は以下の通りである。なお、本学の入試制度（入試日程、試験科目、選考方法等）は入試委員会で協議して原案を作成の上、学部は教授会、大学院は研究科委員会で決議される。

A. 総合型選抜（臨床検査学科対象）

入学試験の多様化に対応し、本学でも学力以外の要素を評価し、可否を判定する入学試験を令和 6（2024）年度入学試験から取り入れた。オープンキャンパスなどで学科面談を行い、学びへの意欲や、職業理解、本学アドミッション・ポリシーとの適合度を確認する。出願時には課題レポートに沿ってプレゼンテーションを行い、面接と調査書も加味したうえで、総合的に可否を判定する。

B. 学校推薦型選抜

<公募制>

出身高等学校長から推薦された卒業見込みの者および前年度卒業した者を対象とする入試区分である。選考方式としては「小論文方式」と「基礎テスト方式」の2方式を設定している。小論文方式では基礎学力検査は行わないが、面接を実施しその評価は合否判定の参考資料として利用する。基礎テスト方式では外国語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ)、国語(国語総合(古文・漢文を除く))、数学(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A)、理科(化学基礎、生物基礎)の4教科5科目から2科目選択のため、文系または理系の志願者が各人の得意科目で受験することができる。

<併設校制>

本学園の併設校である高等学校長から特別な推薦を得た卒業見込みの者で、本学を専願する受験生を対象とする。面接、調査書等を総合的に評価するA方式と、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の問題、面接、調査書等を総合的に評価するB方式で選考している。

C. 一般選抜

教科の学力試験に基づく入試区分として、前期、後期と2回実施している。前期日程は英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ)を必須科目とし、国語(国語総合(古文・漢文を除く))、数学(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A)、理科(化学基礎、生物基礎)の3教科4科目から2科目を選択し、計3科目で実施している。後期日程は英語を必須科目とせず、4教科5科目から2科目を選択する形式で実施している。

D. 大学入学共通テスト利用選抜

学力試験とは異なる視点から学力を評価するもので、大学共通テストの成績を利用する入試区分である。前期日程は、外国語(『英語』(リスニング含む))を必須科目とし、国語(『国語』(近代以降の文章))、数学(『数学Ⅰ』『数学Ⅰ・数学A』『数学Ⅱ』『数学Ⅱ・数学B』)、理科(『化学基礎』『生物基礎』2科目または『化学』『生物』)から高得点2科目を採用し、計3教科3科目の合計点で選考している。後期日程については、外国語が必須科目とせず、外国語、国語、数学、理科から高得点2科目を採用し、2教科2科目の合計点で選考している。

E. 育成会奨学生選抜(看護学科対象)

本学独自の奨学生制度である「四日市看護医療大学育成会奨学生」を採用する入試区分で、この奨学生制度は地元自治体(四日市市)からの補助金を原資に運営され、授業料相当が一旦貸与されるが、将来市内就職など一定条件を満たせば返還が不要となる奨学金制度である。前期日程は、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の入試問題と面接により選考しており、後期日程は、学力入学試験前期日程1日目と同様の入試問題と面接により選考している。なお、この奨学生制度は、地元自治体である四日市市からの補助金を原資として運営されており、授業料相当額が一旦貸与されるが、将来四日市市内医療機関での就業など、一定の条件を満たせば返還が免除される奨学金制度である。

F. あかつき特待生選抜（臨床検査学科対象）

これまで臨床検査学科では少数（3名）の授業料全額免除特待生選抜を実施していたが、入学者の状況を鑑み、令和7（2025）年度入学試験より、新たな入試区分として授業料半額免除の特待生制度（10名）を設けた。試験内容に変更はなく、学力型の奨学生入試として優秀な学生の確保に努めている。

G. 一般選抜プラス共通テスト

一般選抜前期日程と大学入学共通テスト試験利用選抜前期日程を同時に出願する者を対象とする入試区分である。一般選抜前期日程の必須科目である英語と選択科目から高得点1科目、さらに大学入学共通テスト利用選抜前期日程対象科目から高得点1科目を採用し、3科目の合計点で選考している。

H. 社会人等特別選抜

社会人経験を有する者、または4年制大学を卒業した者および卒業見込みの者を対象とし、将来、看護師・臨床検査技師資格等を取得して社会貢献したいと考える人材を求めるための入試区分である。選考方法としては、小論文、面接、提出書類の内容を総合的に評価して選考している。募集人員は若干名である。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和5～7（2023～2025）年度入学者選抜試験の結果は以下の通りである。

可否判定は、入試委員会、入試判定教授会でそれぞれ厳密に審議され、決定される。

1) 学部の入試

令和5（2023）年度学部入学試験結果

学科	募集人員	受験者	合格者	入学者	充足率
看護学科	100	490	262	105	93.3%
臨床検査学科	50	136	90	35	

令和6（2024）年度学部入学試験結果

学科	募集人員	受験者	合格者	入学者	充足率
看護学科	100	511	270	119	102%
臨床検査学科	50	112	80	34	

令和7（2025）年度学部入学試験結果

学科	募集人員	受験者	合格者	入学者	充足率
看護学科	100	396	259	103	94.7%
臨床検査学科	50	138	105	39	

2) 大学院の入試

大学院入試は年2回、Ⅰ期・Ⅱ期に実施している。学力試験（共通科目、専門科目）、面

接、提出書類を総合的に評価し、入試担当学会議での審議を経て可否を決定する。過去 3 年間の推移は以下の通りである。

令和 5（2023）年度大学院入学試験結果

専攻	募集人員	受験者	合格者	入学者	充足率
看護学専攻	10	6	6	6	60%
臨床検査学専攻	—	—	—	—	

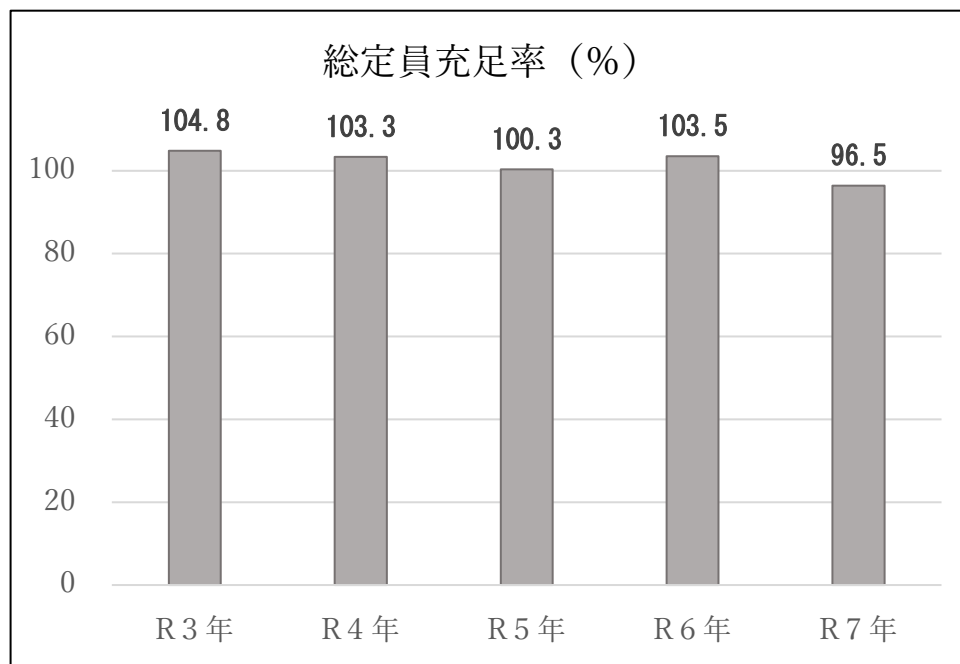
令和 6（2024）年度大学院入学試験結果

専攻	募集人員	受験者	合格者	入学者	充足率
看護学専攻	5	0	0	0	60%
臨床検査学専攻	5	6	6	6	

令和 7（2025）年度大学院入学試験結果

専攻	募集人員	受験者	合格者	入学者	充足率
看護学専攻	5	2	2	1	30%
臨床検査学専攻	5	2	2	2	

総定員における充足率推移



◇エビデンス集 資料編

- 四日市看護医療大学学生募集要項
- 社会人等特別選抜学生募集要項
- 四日市看護医療大学大学院学生募集要項
- 四日市看護医療大学入試委員会規程
- 四日市看護医療大学教授会規程

四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程

四日市看護医療大学育成会概要

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制に関して、教員と職員で構成される各委員会において迅速な対応が図られている。学部では、教務委員会・教育推進委員会・学生生活委員会・実習委員会及びキャリア支援委員会が設置されており、大学院では、教務担当者会議を開催し、教育推進・学生支援センターを中心に教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。

教育推進・学生支援センターは、入学前教育、オフィスアワーの実施、自学自修による国家試験対策のための施設開放等、学生の学修支援と主体的な学びの姿勢の育成に向けた取り組みを実施している。また、学長、教育推進・学生支援センター長、研究科長、学科長、各部門長（教育推進部門・学生生活部門・キャリア支援部門）及び事務局長、事務部門長を含めた教育推進・学生支援センター会議（以下「センター会議」）を定期的に開催し、教員と職員が連携して業務遂行及び運営方針について検討や議論を行っている。以下は、具体的な学修支援内容となる。

1) シラバスの充実

学部においては、教務委員会・教学課が協働してシラバス作成基準を策定・確認し、学生に対しての学修に関する情報提供を行っている。全ての授業科目において、到達目標、事前・事後学修の内容、課題に対するフィードバック方法、成績の評価基準を明記するとともに、ディプロマ・ポリシーとの関連性や教員の実務経験の有無も記載するようにしている。学生がシラバスを参照する事で円滑に学修が進められるように整えた。また、オフィスアワーとして教員の連絡先（アドレス）を掲載し、学生がシラバス等含め授業に関する質問ができるよう工夫している。さらに、授業に対する事前学修や事後学修に必要な内容や時間を明記することで、学習の効果的な進行を支援している。

大学院においても、全ての授業科目において、授業概要（内容と進め方）及び課題に対するフィードバック方法、本大学院のディプロマ・ポリシーの関連性、授業の位置づけ、到達目標、時間外学習に必要な内容や時間、詳細な授業計画とその担当者、評価方法・評価基準を明確に示している。

2) 新入生オリエンテーションの実施

新入生のスムーズな大学生活への移行を支援するために、教育推進・学生支援センターを中心に、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会が連携して新入生オリエン

テーションを実施している。学部は入学式後の2日間、大学院は入学式当日に行っている。

オリエンテーションでは、建学の精神を始め、看護医療学部の教育方針、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、大学の授業の仕組み・履修登録などの学修に関わる基本事項について説明している。また、図書館・コンピュータ演習室などの学修支援施設、健康診断やカウンセリング・感染予防を含む健康管理、ハラスメント相談、学修・学生生活に関する窓口となるアドバイザー制度、国家試験対策など学修支援、大学生活に関わる事項の情報提供を行っている。さらに、オリエンテーション時にアドバイザー教員を発表し、事前に学生とアドバイザー教員がコミュニケーションを図れるよう工夫している。

大学院では、入学式後に教務担当者会議と教学課が中心となってオリエンテーションを実施している。図書館・大学院生室などの学修支援施設、研究・履修登録などの学修に関わる基本事項、健康診断を含む健康管理、ハラスメント相談など学修及び学生生活に関わる情報を提供している。

3) 在学生オリエンテーションの実施

在学生に対しては、教育推進・学生支援センターを中心に、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会が連携し、年度末と後学期にオリエンテーションを実施している。内容として、履修登録、学生生活、国家試験対策、就職活動について説明を行っている。また、後学期では避難訓練等を実施し、災害への対応や意識向上に努めている。

大学院では、履修登録、研究計画発表会、論文審査に関わる年間スケジュール、時間割等について資料を配付し、説明を行っている。大学院生の多くが社会人で平日の学習時間に制約もあることから、履修登録、研究計画発表会、研究論文発表会、研修会など、学習・学生生活に必要な情報提供を迅速に対応している。

4) 相談室の設置

学生・教員ともが相談できる組織として相談室を設置し、学業をはじめとする多様な相談に応える体制を整備している。相談員には臨床心理士の資格を有する職員を配置しており、責任をもって学生の相談を受けている。年間の相談件数は約100件にのぼり、相談理由は心身の不調をはじめ、対人関係、学業、家族など多岐にわたる。開設時間や対応方法に改善を望む声が多くなったことから、令和5（2023）年4月から従来の週1回から週2回と体制を充実させたほか、オンラインでの対応も開始している。

5) 学生への調査による情報共有

学生生活委員会が中心となり毎年「学生生活調査」を実施し、学修の状況や大学への要望などの情報を収集している。調査結果は、センター会議、教授会、学科会議で報告され、教職員による学修支援に活用している。また、図書館で学生向けに調査結果を公開するほか、大学ホームページ上にも掲載している。

FD委員会では、学期ごとに学生からの授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、より学修効果を高める工夫をしている。授業評価結果および授業改善提案は、センター会議、教授会、学科会議で説明された後、図書館で学生にも公開して

いる。さらに、授業評価結果の審議をより有意義なものとするため、FD委員会に学生代表を参画させる仕組みとし、授業評価について学生の立場からの意見を取り入れながら、相互の意見交換を行っている。

6) オフィスアワー制度

学部・大学院ともに、シラバスにオフィスアワーの実施日時・場所及び教員のメールアドレスを掲載し、学生が相談しやすい体制を整えている。大学院生は社会人が多いため、指導教員等の個別対応を含む柔軟な相談体制にも配慮している。

7) 無線LANエリアの拡大

学内におけるパソコン・スマートフォンの利用頻度の高まりに伴い、Wi-Fi環境の拡充が望まれていた。こうしたニーズに応えるため、令和6（2024）年5月に無線LAN拡張工事を行い、本館4ヵ所、B館1ヵ所の無線LAN機器の新設、増強を行った。今後は、無線LAN未整備となっている一部更衣室等についても、順次エリアの拡大を進め、学内全域における安定したネットワーク環境の整備を目指す。

② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学の現状としては、学修支援の制度整備は進めているものの、TA (Teaching Assistant) 制度の運用実績はない。ただし、既に本学大学院生を対象とした「四日市看護医療大学ティーチング・アシスタント規程」を整備済みであり、制度の実効性を高めるための運用体制の構築が今後の課題となる。

近年、文部科学省は大学教育の質的向上と大学院生の教育的訓練の機会提供を目的とした TA 制度の積極的な導入と活用を推奨している。TA は、学部学生への助言や演習補助を担うことで、教員の教育活動を補完し、きめ細かな学修支援を可能にする制度であるため、こうした国の方針を踏まえ、本学においても TA 制度の意義の重要性を認識し、さらなる体制整備に努めて行くことの検討を継続していく。

なお、TA 制度に代わる形で、本学ではアドバイザー制度を中心とした多面的な学生支援体制を整備・実施しており、以下のその具体的な取り組みを示す。

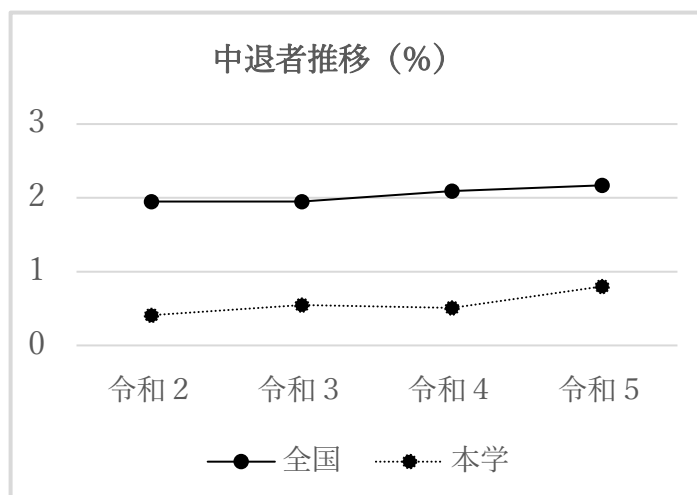
1) アドバイザー教員による学修支援

教育推進・学生支援センターと学生生活委員会が連携して、アドバイザー制度を運営しており、学生一人ひとりの学修支援・学生生活を総合的に支援している。アドバイザー教員は、学生の修学状況や進路希望に応じて、以下のようなきめ細かな支援を随時行っている。

- ・授業科目の履修登録に関する相談・助言
- ・履修状況に関する指導・助言
- ・休学・復学・退学の相談
- ・留学に関する相談
- ・障がいのある学生に対する合理的配慮等の支援
- ・その他学修及び学生生活に関すること

2) 途中退学、留年者などへの対応

退学・休学・留年に関する支援については、アドバイザー教員及び教学課が連携し、学生の学修状況や生活状況の把握に努めており、教育推進・学生支援センター長、学科長、教務委員長が個別面談を実施している。具体的には、国家試験対策や履修指導をはじめ進路・学修支援等、学生が学修意欲を持って取り組めるよう、継続的な支援体制を整えている。また、上記に係る内容については、センター会議、教授会、学科会議で審議・報告され、関係者間で情報を共有・連携しながら支援体制を構築することにより、退学者・休学者・留年者数は、現時点で低い水準で推移している。



3) 障がいのある学生への支援

アドバイザー教員、保健担当者および教育推進・学生支援センターが連携し、心身に障がいのある学生への支援を行っている。また、入学時に学生生活を送るうえで不安なこと・配慮を希望することなどを申し出ることができる体制を整えている。申し出のあった学生に対して保健担当者が内容を確認し、必要に応じて教育推進・学生支援センター長やカウンセラーと連携して、適切な支援策を講じている。

聴覚に障がいのある学生も在籍しており、授業に際しては教員が専用マイクを使用し、学生が補聴機器を活用することで健常者と同様の学修効果を得られるよう配慮している。

また、令和 6 (2024) 年度には、合理的配慮制度の規程整備を行い、教学課及びアドバイザー教員、学生生活委員会、教育推進・学生支援センターが連携し、合理的配慮の申請があった障がいのある学生に対し、適切な対応を受けることができる体制作りを推進している。

◇エビデンス (資料)

四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程
シラバス
学生生活調査
授業評価アンケート

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

1) 教育課程内でのキャリア教育

本学の学生は、国家試験受験資格取得のため、カリキュラム内で臨地実習が必修科目となっており、多くの学生の就職先となる医療機関や行政、企業、地域の協力を得て実習を行っている。実習を通じて必要な知識・技術を修得するほか、医療現場の職員や患者・家族、行政・企業職員、地域住民との対応を通じてコミュニケーション能力等の社会的スキルを養っている。

また、大学で学ぶために必要な9つの力（聴く、読む、書く、調べる、整理する、まとめる、表現する、伝える、考える）を身につけるための科目を1年次に設定し、外部指導者の招聘などの工夫を凝らしながら、早い段階で備えるべき基本的な能力の醸成を図ることとしている。入学後教育として、PROG（progress report on generic skills）テストを導入し1年生時と4年生時との比較により在学中にどれだけ成長したかを客観的に測定し、現状と課題を把握し、今後の教育体制の指標として活用する仕組みを確立している。

大学院看護学専攻の専門看護師（CNS）コースでは、担当指導教員が専門看護師（CNS）の認定資格取得のため、院生・修了生が所属する病院や実習施設と協力のもと学修会実施などを通じて支援を行うことで、認定資格合格の実績を上げている。

修了生への継続教育としては、研究計画発表会、研究論文発表会のほか、大学で実施している様々な研修会の案内など、継続的な学びを支援する配慮を行っている。

2) 教育課程外でのキャリア教育

カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流協定を締結しており、同校の看護学科の学生や教員との相互交流推進の一環として、2年次に海外研修を実施している（30名）。コロナ禍により一時交流を中断していたが、令和5（2023）年度より再開し、この年より臨床検査学科の学生も対象となり、両学科併せての海外研修を行うこととなった。2024年度は極端な円安ドル高の影響で参加者は3名（臨床検査学科3名）となったが、今後海外研修に向けての説明会・オリエンテーションを実施し、参加希望者の理解を深めていく。

②キャリア支援体制の整備

社会的・職業的自立に関する支援体制

キャリア支援委員会を中心に教学課、学生生活委員会が連携し、インターンシップの案内や各医療機関等からの求人情報をいち早く教育推進・学生支援センターで公開している。

就職活動に対する支援としては、知識と経験を積んだ教学課職員やアドバイザー教員による支援とともに、外部講師による就職ガイダンスやマナー講座など側面的な支援を実施

しているほか、面接指導や履歴書作成指導等を行い、きめ細かな対応を図っている。

また、4年生には卒業生ガイダンスや実習施設の看護部長招聘による就職ガイダンス等の機会を設け、就職への意識や意欲の向上を促している。

その他、キャリア支援委員会による国家試験対策を実施しており、早い段階からの意識付けを目的として、低学年から模擬試験等の対策を行っている。看護師国家試験対策だけでなく、保健師・助産師国家試験対策も一元管理を行い、効率的な支援体制を構築している。このような取り組みにより、本学は高い就職率で推移を続けている。

◇エビデンス（資料）

PROG テスト

カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流に関する協定書
国家試験対策行事予定表

3-4. 学生サ-ビス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生が安心して学業に取組み、充実した学生生活を送るためには、学習環境の整備だけでなく、生活面・健康面・経済面などにおける支援が不可欠である。本学では、毎年実施している学生生活調査結果を考慮し、学生一人ひとりの多様なニーズ等に対応できるよう、さまざまな支援制度や相談体制の整備を行っている。以下に、具体的な取り組み内容を示す。

1) アドバイザー教員による支援

本学では、一人ひとりの学生に対して教員が寄り添い、きめ細かに学生を支援するアドバイザー制度を構築している。全専任教員がアドバイザー教員となり、概ね10名～15名程度の学生を受け持ち、学生生活全般、履修、健康、就職などについての相談に応じている。学生生活の継続に問題を抱える学生に対しては、必要に応じて学生相談室などと連携して支援している。各学生の担当アドバイザー教員は、全教員に公開されており、担当学生の情報は必要に応じてアドバイザー教員に提供される仕組みとなっている。

4月のオリエンテーションにおいてアドバイザー教員を紹介し、原則として毎年グループミーティングや個人面接を実施するほか、年に1回開催される父母等懇談会において、希望に応じアドバイザー教員が父母等と面談し、学生生活、履修状況、就職等について説明を行っている。さらに、アドバイザー教員については毎年アドバイザー研修会を実施し、教育の質の向上に努めている。

2) オフィスアワー

全教員が学生の学生生活や学修状況等の質問や相談に気軽に対応できるよう、教員が必ず研究室に常駐している時間帯（オフィスアワー）を設け、相談体制を支援している。周知については、シラバスや大学のホームページ上に公開しており、特に新入生にはオリエンテーションにおいて詳しく説明を行っている。

3) ハラスメント相談

学生が安心して勉学や学生生活に専念できるよう、本学ではハラスメント防止に向けた体制を整えている。ハラスメント対策委員会を中心に、複数のハラスメント相談員を配置し、直接の相談だけでなく、電話やメールでの相談に受け付けており、学生が相談しやすい環境づくりに努めている。

また、教職員に対して毎年ハラスメント研修会を実施するほか、相談員に対しては毎年研修を行い、対応力の向上と相談体制の充実を図っている。

4) 相談室

臨床心理士の資格を有する職員を直接雇用しているため、大学との意思疎通が円滑にできている。相談は、直接の来訪のほかメールや電話、教学課、アドバイザー教員を通して可能としているほか、QRコードを活用することで、簡単にスマートフォンからの予約などができるよう工夫を行った。4月のオリエンテーションにおいて、全学年の学生に対して臨床心理士から直接学生相談室の利用方法を説明し、後学期のオリエンテーションでは相談室のチラシを配布するなど、学生の認知向上に努めている。また、相談員はアドバイザー教員への研修講師として教員の相談技術向上にも寄与している。令和5（2023）年度からは相談日数を週2日間へ増やし、オンライン相談も取り入れ、柔軟な体制で支援している。

5) 保健室

本学では、教育推進・学生支援センター内に保健室を置き、専任職員（保健師）を配置している。日常の健康相談や応急対応のほか、臨地実習が必修科目である本学の特性に応じて、感染症対策（小児感染症やB型肝炎抗体検査等）も保健室で行っている。

6) 危機管理に対する取り組み

本学では、災害・感染対策チームを中心に、学生と教職員全員参加の防災訓練（避難訓練含む）を実施し、災害時における対策を準備している。緊急の事態に備え、屋内外にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、学内外等で救命救急講習会の機会を設けている。

また、学生便覧にも災害伝言板の使用法や大学の安否確認メールの使用法を掲載するなど、有事に備えた対策を講じており、実際の訓練も実施している。

さらに、学校管理下に発生した事故に備え、一般社団法人日本看護学校協議会共済会が運営する保険制度「WILL」に全学生が加入し、本人や第三者への補償にも備えている。

7) 奨学金等による支援

本学では、四日市市との公私協力により「四日市看護医療大学育成会奨学生制度」を設けており、四日市市の補助金を原資とし、一定の就職条件で返還が不要となる奨学金を30名に対して毎年127,200,000円貸与している。この奨学金は、一定の就職条件を満たすことで返還が不要となる制度です。その他、高等教育の修学支援制度、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、三重県保健師等修学資金等の制度を活用し、学生の手続き支援を行っている。現在、病院独自の奨学金も含め全体の約65%が何らかの奨学金を利用している。さらに、臨床検査学科を対象として、令和6（2024）年度実施の入試から「あかつき特待生（授業料半額を免除）」制度を導入し、経済支援のさらなる充実を図っている。

8）学生の課外活動等への支援

学生団体活動（課外活動）は、学生の自由かつ主体的な行動に基づき運営されているが、教員が顧問となり助言や指導を行っている。運動系、文科系合わせて20を超える活動があり、所定の申請に基づき運営資金等含めた支援を行っている。

また、学友会は、定例的行事として、新入生歓迎会（4月）、親睦体育大会（6月）、大学祭（10月）を実施している。これらの行事は、学生生活委員会の承認により開催され、顧問の教員や学生生活委員が助言・支援を行い、学生の主体的な活動を促進している。

9）既習修得単位の認定（入学前）

本学では、教育上有益と認められる場合に限り、入学前に他の大学又は短期大学等で履修した単位について、申請により本学の授業科目の履修により修得したものとして30単位を超えない範囲で単位認定する制度を設けている。

10）その他の支援（大学院）

大学院においては、社会人学生への配慮として、昼夜開講や3年間で修了が可能な長期履修制度を設けており、標準修業年限で修了が困難な場合にも柔軟に対応できる体制となっている。

また、事務手続きの電子化やメール対応などで効率化を図っているほか、大学院生室の校舎、大学院生室の鍵を貸与しており、いつでも入館可能な環境を提供することで、利便性の向上に努めている。その他大学院生の就学を支援するため、入学時に実習施設や四日市市職員など一定の条件下で独自の授業料減免制度を設け活用や看護師（CNS）コースにおいては、職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受けており、専門職としての実践力向上を支援する体制を整えている。

◇エビデンス（資料）

アドバイザーの手引き

ハラスメント相談員一覧

四日市看護医療大学育成会奨学金

四日市看護医療大学危機管理規程

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地面積は 15,468 m²、校舎面積は 11,236.35 m²である。加えて、隣接する四日市大学との共用施設として、グラウンド 24,000 m²、体育館 2,577 m²、クラブハウス 690 m²、食堂 1,127 m²がある。

学部校舎は、主に看護学科が使用する本館があり、4 階建ての講義棟と 5 階建ての実習棟で構成されている。講義棟には大小合わせた講義室が 8 室と学長室、保健室、事務室等がある。実習棟には、分野別の実習室 4 室、講師以上の個別研究室 24 室、助教室 3 室、助手室 2 室、図書館、コンピュータ演習室、学生ラウンジ等が整備されている。本館には、アクティブ・ラーニングを実践する場として整備されたラーニングコモンズが、3 階と 4 階にそれぞれ 2 か所ずつ設置されている。これらのスペースには、専用の机や椅子に加え、プロジェクターが設置されており、先端的な学びの空間が整えられている。この整備は、文部科学省の補助金「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」によって実施されたものである。

また、主に臨床検査学科が使用する B 館には、実習室 4 室、講義室 2 室、演習室や研究室を備えるほか、2 階には「サロン MIE」及び会議室が設けられている。「サロン MIE」は、三重県の『三重県高等教育機関魅力向上支援補助金』により整備された施設であり、学生の学修の場として活用されるとともに、地域（三重）、教員、学生、本学卒業生などが交流できるスペースとしての機能も担っています。3 階に大学院生研究室 2 室、院生控室、5 階に教員研究室 24 室が設置されている。

PC の設置状況については、大学として 2 階コンピュータ演習室に 42 台、図書館内のコンピュータ室に 15 台設置されている。また、大学院生用に合計 20 台設置している。学部学生の利用可能時間は、コンピュータ演習室は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時（試験期間中などは 19 時まで延長の場合あり）、コンピュータ室は月曜日から金曜日の 9 時から 21 時、土曜日と日曜日の 9 時から 17 時までの授業以外の時間に自由利用ができる。大学院生の場合、上記利用時間外でも自由に使用できるよう配慮している。

教育用 PC の他に各研究室には PC 環境を整え、事務職員にも全員 PC を配備している。これらは学内ネットワークに接続されており、学内設置のサーバー（ファイル・アカウント認証・メール・WEB など）で運用している。学外通信としてインターネットはファイアウォールを介して接続され、メールの送受信や WEB 検索等のインターネットサービスの利用が可能となっている。また、学生や教職員の自宅など、学外からでも WEB メールサービスを利用してメールの送受信が可能となっている。本学の情報セキュリティ対策として、全 PC 環境にウイルス対策を配備し、ファイアウォール含め学外不正アクセス防止や有害

サイトへのアクセスを遮断するフィルタリング処理などセキュリティ対策を講じている。

毎年、全教職員に対して、情報セキュリティー訓練を実施し、セキュリティ対策の向上に努めている。

令和 3（2021）年度からは 4 か年計画により B 館全てのエアコン改修が完了し、感染症対策として開始したトイレ内ペーパータオルや足踏み式ごみ箱、自動手洗いなど対応を継続している。また、令和 6（2024）年度より電子教科書等含めた教育環境の D X 化推進に伴い、学内の Wi-Fi 環境整備を進めているところである。

②図書館の有効活用

本学の図書館は、約 2 万 5 千冊の図書に加え、刊行物や視聴覚資料のほか、電子ブックを所蔵している。また、同敷地内の四日市大学情報センター（図書館）の図書約 16 万冊も特別な手続きなく利用できる。

開館時間は月曜日から金曜日の 9 時から 21 時、土曜日の 10 時から 18 時（長期休暇期間等は変更有）となっている。授業のある祝日も臨時開館し、試験期間中は 30 分早い 8 時 30 分から開館をしている。

通常の開館においては、年間開館日数は約 260 日、入館者数は約 2 万 5000 人、貸出冊数は約 6,000 冊である。

図書データは全て電子化されており、学内 LAN 及びインターネットを通じて学内外からの検索が可能。館内には PC15 台を備えるコンピュータ室が併設されており、学生のレポート作成等に活用されている。また、学術情報提供のため、医中誌 Web 等の各種データベースを導入、他大学図書館との相互貸借サービス加入により、必要な文献の取り寄せも可能となっている。電子ブックの利用数も多く、学生の実習期間中の予習・復習に大いに役立っている。

③施設・設備の安全性・利便性

本学校舎は、障がい者への配慮として、三重県「バリアフリーのまちづくり推進条例」に規定された整備基準に適合しており、講義棟及び実習棟の全面バリアフリー化や車椅子・視覚障害者対応エレベータ、視覚障害者用ブロック、障害者用（多目的）トイレ等が整備されている。

設備管理業務、清掃管理業務は外部業者に委託しており、定期的に点検及び清掃を実施している。管理業務の内容については、下表のとおりである。

管理業務一覧

項 目	内 容	回数・頻度
設備管理業務	照明等設備機器保守管理	毎週
	電気設備保安管理	通年
	電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）	通年
	エレベータ保守管理	通年

	電気設備定期点検	1 回／年
	消防設備定期点検	2 回／年
	自家発電機運転確認	1 回／年
	貯水槽内部清掃	1 回／年
	給水ポンプ定期点検	1 回／年
	給湯設備定期点検	2 回／年
	汚水ポンプ運転調整	2 回／年
	簡易専用水道検査	1 回／年
	飲料水水質検査	1 回／年
	空調機保守・定期点検	2 回／年
	空調機フィルター洗浄	2 回／年
	換気扇（ロスナイ含む）保守・定期点検	2 回／年
	換気扇（ロスナイ含む）フィルター洗浄	2 回／年
	自動ドア保守・定期点検	1 回／年
清掃管理業務 日常清掃作業	四日市看護医療大学校舎（教室、実習室、演習室、図書館、コンピュータ演習室、コンピュータ室、更衣室、事務室、サロン MIE、教室、印刷室、会議室、応接室、学長室、副学長室、理事室、学生ホール、トイレ等）及び校舎外の大学敷地の清掃、除草、排水溝清掃並びに機材及び消耗品（トイレトペーパー、石鹼液等）の管理	月曜～金曜日 年末年始除く
清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット清掃	2 回／年
	長尺シート清掃	2 回／年
	磁器タイル清掃	2 回／年
	ガラス清掃	1 回／年
	カーテンウォール清掃	1 回／年
	害虫予防駆除	2 回／年
	食堂床洗浄	1 回／年
	浄化槽清掃	2 回／年

本学の学部校舎は、正面を前面ガラス張りとし、その他の面にもできる限り多くの窓を取り付け、自然光を豊富に取り入れることができる設計となっている。また、事務室と教員の研究室の廊下側をガラス張りにすることで、明るい空間づくりを実現している。

更衣室は、本館には女子用 3 室と男子用 1 室があり、B 館には女子用 I 室と男子用 1 室があり、女子用には最新の静脈認証システムを導入しセキュリティ対策を行っている。加えて、大学構内の夜間警備巡回は、警備会社への委託契約により実施しており、不審者の侵入や異常の有無を確認することで、学生の安全・安心の確保に努めているほか、令

和 6（2024）年には駐車場の監視カメラを設置した。

◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学学生便覧

四日市看護医療大学図書館規程

四日市看護医療大学図書館利用規則

【基準 3 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生の受入れであるアドミッションポリシーの策定と周知については、学生募集要項、ホームページの対応を継続している。成果が出た取組みについては、令和 6（2024）年に国家試験対策において e-learning を導入し若干低下していた合格率の回復につなげることができた。また、アドバイザー教員を始め、学生に対する常にきめ細かな教員等の対応によって、中途退学者が少ない水準で推移し続けることができている。

学修環境の整備においては、図書館機能強化の一つとして、図書の電子化を推進し、電子ブックや電子ジャーナルの整備により、学外からの閲覧も可能となった。、その他アクティブラーニングの推進に役立っている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

キャリア支援において、父母をはじめ、四日市市や医療機関担当者から国家試験において不安を持つ学生への対応方法について、結果として不合格となった学生の卒業生後の支援について懸念する声が複数あった。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

国家試験や就職試験において不安を持つ学生への対応として、在学生に対してはアドバイザー教員が主となり相談や指導を行っている。卒業後もアドバイザー教員等が相談・指導を行うとともに、学内模試や国家試験対策講座の受講、そのほか聴講生としての学習を促すなど、大学として継続的な支援を行っているとともに、就職に関しても求人情報の閲覧や助言など就職相談室で引き続き支援に対応している。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

（1）4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

（2）4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラム」として構成されている。

令和 4（2022）年度以降本学の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーの見直しを行った。各学科の内容は以下の通り、大学ホームページや学生便覧等に明記し、オリエンテーション時の説明を通じて学生に周知を図っているほか、常に学生の目に止まる常設の電光掲示板による周知を行っている。

〈看護学科〉

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

2021 年以前入学生

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

2022 年以降入学生

1. 高い倫理観に基づく人への尊厳や配慮（ヒューマンケア）を基盤とした看護を実践することができる。
2. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護を実践することができる。
3. 専門的知識・技術に基づき、地域に暮らすあらゆる健康レベルの人々にそれぞれ必要とされる看護を実践することができる。
4. 幅広い視野でヘルスケアシステムにおける看護の専門性ならびに連携する多職種の機能・役割を理解し、連携して地域社会に貢献することができる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、人間として自己の成長に努め、専門職としてのキャリアの基礎を形成することができる。

〈臨床検査学科〉

臨床検査学科に所定の年限以上在学し、履修要件として定めた単位以上を修得した者に当該学位を授与する。卒業までに、臨床検査学科の学生が身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 臨床検査の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき臨床検査を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と確かな倫理観を持ち、臨床検査の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から医療技術援助ができる。
4. 幅広い視野で臨床検査を考え、ヘルスケアシステムにおける臨床検査の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け臨床検査を主体的に学び、臨床検査の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

大学院では、人・学問・美を愛する「人間たれ」の建学精神を理念とし、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護実践能力を育成することを目的としている。これにより看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目標としている。修了までに体得すべき能力、資質として「知識・理解」「専門的能力」「汎用的能力」「態度・姿勢」の4つの観点から示している。

〈大学院：看護学専攻〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。

所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師（CNS）コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探究し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

〈大学院：臨床検査学専攻〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。

所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（臨床検査学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 臨床検査学の高度な知識と研究手法を体得し、臨床検査の質向上に向けた研究を遂行することができる。
2. 専門職業人として医療に対する幅広い知識と技能を駆使し、高度な臨床検査を実践できる。
3. 健康に対する社会的ニーズを認識するとともに、グローバルな視野を持ち、科学的根拠に基づき、自ら考え、判断し、課題解決に向けて対応することができる。
4. 臨床検査技師の役割を探究し、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者として社会に対して責任を果たし、貢献できる。
5. 自ら積極的に臨床検査学の課題を探究し、主体的に解決しようとする能力と研究的視点を備え、科学的探究心を持ちながら継続的に研究を遂行できる。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

大学の単位認定基準、卒業認定基準・修了認定基準については、四日市看護医療大学学則等に明記している。単位認定については、四日市看護医療大学学則第22条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を認める」と規定されており、卒業要件は同学則第27条に以下のとおり定められている。

- ・看護学科（2022 年度以降入学生）「必修科目 108 単位、選択科目 19 単位以上、合計 127 単位の取得」、
- ・看護学科（2021 年度以前入学生）「必修科目 109 単位、選択科目 17 単位以上、合計 126 単位の取得」
- ・臨床検査学科（2022 年度以降入学生）「必修科目 113 単位、選択科目 12 単位以上、合計 125 単位の取得」
- ・臨床検査学科（2021 年度以前入学生）「必修科目 117 単位、選択科目 9 単位以上、合計 126 単位の取得」

進級基準については両学科とも取得単位数や GPA の基準を定め、適切に運用している。各学期の授業は、8 回または 15 回の授業と 1 回の試験で構成されており、「授業の 3 分の 2 以上出席していない者」は定期試験の受験資格を失うと示し、単位認定の厳正さを求めている。また、GPA は、奨学生選抜等にも活用されており、成績が低い学生に対しては教務委員長及びアドバイザー教員が連携して個別に指導を行っている。これらの内容は、学生便覧に明記され、オリエンテーションで説明している。

大学院の単位認定については、四日市看護医療大学大学院学則第 22 条に「各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者に単位を与える」と規定、同条 2 項に「各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす」と定められ、修了要件は以下の通りとなる。

- ・修士論文コース（2023 年度以降入学生）：共通科目から必修科目 6 単位を含め 12 単位以上、専門科目 8 単位以上、特別研究 8 単位、合計 30 単位以上修得。
- ・専門看護師（CNS）コース（2023 年度以降入学生）：共通科目 A から必修科目 6 単位を含め 8 単位以上、共通科目 B6 単位、専門科目 24 単位、課題研究 4 単位、合計 42 単位以上修得。
- ・修士論文コース（2022 年以前入学生）：共通科目から必修科目 6 単位を含め 12 単位以上、専門科目 8 単位以上、特別研究 8 単位、合計 30 単位以上の修得。
- ・専門看護師（CNS）コース（2022 年以前入学生）：共通科目 A から必修科目 6 単位を含め 8 単位以上、共通科目 B6 単位、専門科目 24 単位、課題研究 2 単位、合計 40 単位以上修得。

修了認定については、同大学院学則第 38 条にて「修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない」と規程されている。また、同条 2 項では「前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。」とされ、同第 39 条に「課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が判定した合否の意見を聴取の上、学長が行う」と定められている。学位の授与に関する必要事項は、「四日市看護医療大学学位規程」に定められており、論文及び最終試験の審査基準は「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」として定めている。

◇エビデンス（資料）

学生便覧（学部）

学生便覧（大学院）

四日市看護医療大学学則

四日市看護医療大学大学院学則

四日市看護医療大学教授会規程

四日市看護医療大学大学院研究科委員会規程

四日市看護医療大学大学院長期履修規程

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学のカリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラム」として構成されている。

カリキュラムポリシーは、大学ホームページや学生便覧等に明確に記述するとともに、オリエンテーション時の説明を通じて学生に周知を図っている。

大学院においてもカリキュラム・ポリシーは、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者の育成を目指して策定されている。

その周知は学部と同様に、大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項等に掲載し、オリエンテーション等を通じて学生に対して丁寧の説明を行っている。常に学生の目に止まる常設の電光掲示板による周知を行っている。

〈看護学科〉

看護学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成する。

2021 年度以前入学生

1. 大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. 人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康の概念として、社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

2022 年度以降入学生

1. 基礎科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 基礎専門科目を通して、看護の対象理解に必要な基本的知識を持つ学生を育成する。
3. 専門科目を通して、専門的な知識や技術を育み、看護職としての確かな基盤を築くとともに、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けされた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して知識・技術はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

〈臨床検査学科〉

臨床検査学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成する。

1. 基礎教育科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 専門教育科目を通して、専門的な知識や技能を育み、臨床検査技師としての確かな基盤を持つ学生を育成する。
3. 研究演習を通して、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けられた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して、知識・技能はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

〈大学院：看護学専攻〉

本専攻では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師（CNS）コースを置く。

カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の学生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師（CNS）コースのどちらの学生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱと特別研究Ⅲ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師（CNS）コースでは、急性看護学領域におけるケアとキューを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師（CNS）教育を展開している。

〈大学院：臨床検査学専攻〉

本専攻では、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者を育成することを目標としている。そのため、カリキュラムは臨床検査学のみならず広く医療に関して学ぶ「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 「共通科目」は広く医療・臨床検査に関する能力を身につけた上で、目的に応じた教育・研究者として不可欠な科学的思考の基盤を身につけることができるようカリキュラムを編成する。
2. 「専門科目」として、病態の検査解析について感染防御を含め、起因となる微生物、生体物質から探求する「病因解析学分野」と病態の検査解析について生体機能、病理学的視点から探求する「病態機能検査学分野」の二分野から構成し、両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるようカリキュラムを編成する。
3. 「研究指導科目」として「特別研究Ⅰ」では研究課題に関する情報収集、論文検索を行い、「特別研究Ⅱ」では研究課題に対する基礎的研究を進め表現力も合わせて身につける。「特別研究Ⅲ」では修得した知識・技術を駆使し研究を遂行し論文作成研究発表を行う。中間発表会も実施し、評価結果に応じ指導方法の改善を図る。研究への初歩的アプローチから修士論文の完成まで、研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、専攻全体で指導体制をとるものとする。
4. 成績評価は客観性及び厳格性を担保するため、各科目のシラバスに明記された評価基準に基づき厳格に行い、成績評価の方法と基準を用いて多面的・総合的に評価する。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、教育上の目的を認識し、それに基づいて授業における目標を設定している。各課程や専攻の目的に応じてディプロマ・ポリシーを策定し、それに基づき教育課程（カリキュラム）を編成している。授業では、学生が目標に応じた資質・能力を身につけられるよう、体系的な教育を行っている。また、シラバスには、一般目標と到達目標を明記し、ディプロマ・ポリシーの実現に向けた授業設計を行っている。これにより、教育課程と学

位授与方針との一貫性が確保され、学生の学修成果が明確に示される。

看護学科（2021 年度以前入学生）

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム区分
看護の専門性に基づく実践力	看護を実践する
社会人としての広い見識と高い倫理性	人とつながる
働く人を含む生活者の健康支援の視点	健康とつながる
ヘルスケアシステムにおける看護専門性と多職種との連携	社会とつながる
看護専門職としてのキャリア発達	未来につながる

看護学科（2022 年度以降入学生）

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム区分
高い倫理観に基づく看護の実践	専門・実践
地域社会の生活者の視点からの実践	専門・実践
専門的知識・技術に基づく必要とされる実践	専門
ヘルスケアシステムにおける看護専門性と多職種との連携	看護の実践
看護専門職としてのキャリア発達	基礎

臨床検査学科

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム区分
臨床検査の専門性に基づく実践力	専門教育科目・基礎
社会人としての広い見識と高い倫理性	基礎教育科目
働く人を含む生活者の健康支援の視点	専門教育科目・基礎
ヘルスケアシステムにおける臨床検査専門性と多職種との連携	専門教育科目・基礎
臨床検査専門職としてのキャリア発達	基礎教育科目

大学院看護学専攻においては、ディプロマ・ポリシーに示された「体系的な研究方法を体得すること」や「看護実践能力を体得すること」は、カリキュラム・ポリシーにおける「特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲ、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱ」及び「専門看護師（CNS）コースにおける急性看護学領域の Cure（治療）と Care（苦痛の除去）を融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成」と対応しており、両者は一貫性をもって構成されている。このように、教育課程はディプロマ・ポリシーの達成を目指して体系的に編成されており、教育の目的と学位授与方針が相互に連動する設計となっている。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を体系的に編成している。カリキュラムマップに到達目標を明示することでし、教育内容と目標の関連性を可視化し、学生が学修の全体像をはあくできるようにしている。

また、CAP 制度を導入し、1 年間の上限を 48 単位と定めることで、学修負担の適正化と学修効果の向上を図っている。これらの制度や方針は学生便覧に記載し、オリエンテー

四日市看護医療大学

ションにて学生に対して丁寧に説明を行い、理解と定着を促している。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成（看護学科 2022 年度以降入学生）

区 分	教育目標と科目名	
基礎	人間と生活・社会 情報科学 語学	専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を身につける 1 年次履修科目：四日市市の暮らしと文化、哲学、倫理学（人権を含む）、人間発達学、少子高齢社会論、コミュニケーション論、健康スポーツ、人間関係論、心理学、ジェンダー論、ボランティア論、音楽療法、法学、経済学、地方自治論、社会医療福祉論、基礎セミナーⅠⅡ、情報科学概論 コンピュータリテラシー、科学的思考論、統計学、基礎生物学、基礎化学、基礎英語、医療英語、海外研修英語
基礎専門	人体・疾病 公衆衛生・社会 保障	看護の対象理解に必要な基本的知識を修得する 1 年次科目：人体のしくみと働きⅠ・Ⅱ、基礎病態学、診断・治療学概論、生化学、健康社会要因論 2 年次科目：治療学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、薬理学、公衆衛生学、ヘルスケアシステム論、保健医療福祉行政論、保健統計学、疫学、健康教育論 家族看護学、学校看護学、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ
専門	基礎 地域在宅 成人 老年 小児 母性 精神	臨地実習を通して、知識・技術はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を身につける 1 年次科目：看護学概論、看護技術論Ⅰ、ヘルスアセスメント 健康と生活行動の科学、基礎看護学実習Ⅰ 2 年次科目：看護技術論Ⅱ・Ⅲ、看護過程論、基礎看護学実習Ⅱ 在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、成人看護学概論、成人慢性期看護援助論、老年看護学概論、老年看護援助論Ⅰ、小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ 3 年次科目：在宅看護援助論Ⅱ、在宅看護学実習、成人慢性期看護学実習 成人急性期看護援助論、成人急性期看護学実習、老年看護援助論Ⅱ、老年看護学実習、小児看護援助論Ⅱ、小児看護学実習、母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習、精神看護援助論Ⅱ、精神看護学実習、
専門	看護の実践 看護の統合	専門的な知識や技術を育み、看護職としての確かな基盤を築く。主体的な課題探求能力と、知識に裏付けされた問題解決能力を養う 1 年次科目：チーム医療論 2 年次科目：産業看護学概論、人間工学、カウンセリング、ケアリング論コミュニケーション論Ⅰ、ケアリング論 3 年次科目：看護倫理、看護リスクマネジメント、国際看護学、チーム医療演習、リハビリテーション論、看護研究 4 年次科目：看護管理学、災害看護学、感染看護学、高度実践看護学、看護統合、統合実習、研究演習

また、授業効果をあげるため特定の授業科目には先修条件を付け、知識・技術のより確

実な修得を目指している。先修条件をつけている授業科目は以下の通りである。

履修しようとする授業科目		左の授業科目を履修するために修得していなければならない授業科目（先修科目条件）	
基礎看護学実習Ⅰ （病院理解）	1 後	看護学概論	1 前
		看護技術論Ⅰ（基礎援助技術）	1 前
基礎看護学実習Ⅱ （看護過程）	2 後	ヘルスアセスメント	1 後
		健康と生活行動の科学	1 後
		基礎看護学実習Ⅰ（病院理解）	1 後
		看護技術論Ⅱ（日常生活援助技術）	2 前
		看護過程論（※履修中または取得済）	2 後
成人慢性期看護学実習	3 後	成人慢性期看護援助論	2 後
成人急性期看護学実習	3 後	成人急性期看護援助論	3 前
老年看護学実習	3 後	老年看護援助論Ⅱ（健康障害）	3 前
小児看護学実習	3 後	小児看護援助論Ⅱ（健康障害）	3 前
母性看護学実習	3 後	母性看護援助論Ⅱ（周産期）	3 前
精神看護学実習	3 後	精神看護援助論Ⅱ（精神障がい）	3 前
在宅看護学実習	3 後	在宅看護援助論Ⅱ（展開論）	3 前
公衆衛生看護学基礎実習	3 後	公衆衛生看護学概論	2 前
		産業看護学概論	2 後
公衆衛生看護学展開実習	4 通	産業看護活動論	3 前
		公衆衛生看護活動論Ⅱ（展開論）	3 前
		公衆衛生看護学基礎実習	3 後
助産学実習	4 通	公衆衛生看護学概論	2 前
		助産学概論	3 前
		母性看護学実習	3 後
		周産期医学【科目修了試験に合格した者】	3 後 4 前
		助産診断学【科目修了試験に合格した者】	3 後 4 前
		助産技術学【科目修了試験に合格した者】	4 前
		地域母子保健【科目修了試験に合格した者】	4 前
		看護管理学【科目修了試験に合格した者】	4 前
統合実習	4 前	3 年次配当実習科目を全て修得	

※統合実習は、3 年次開講実習科目 7 科目の内 6 科目単位修得以上は、可とする。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成（臨床検査学科）

区 分	教育目標と科目名	
基礎教育	人間とコミュニケーション	専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を身につける
	情報と社会	1 年次履修科目：倫理学、心理学、コミュニケーション論、人間関係論
基礎教育	語学と国際社会	人間発達学、ジェンダー論、コンピュータリテラシーⅠⅡ、ボランティア論、法学、少子高齢社会論、地方自治論、経済学、基礎英語、医療英語、英語コミュニケーション、国際関係論、基礎セミナーⅠⅡ、生命倫理学
	科学的思考の基礎	科学的思考論、統計学、基礎生物学、基礎化学、健康スポーツ、音楽療法、保健医療統計学
基礎教育	健康支援と社会保障制度	2 年次履修科目：健康科学概論、保健医療福祉行政論、疫学
		3 年次履修科目：健康教育論
専 門	人体の構造	臨床検査の対象理解に必要な基本的知識を修得する

	と機能 臨床検査の 基礎とその 疾病との関 連 保健医療福 祉と臨床検 査 医療工学及 び医療情報	1 年次科目：解剖組織学・実習、生化学・実習、生理学、分析科学 医学概論、微生物学、免疫学、血液学、病理学、看護学概論、 2 年次科目：栄養学、薬理学、人間工学、リハビリテーション論、 検査機器管理学、情報科学・演習 3 年次履修科目：実践解剖生理学、公衆衛生学・実習、 4 年次履修科目：公衆衛生学特論、医療工学特論、
専門分野	病態学 血液学的検査 病理学的検査 尿・糞便等一般検査 生化学的検査・免疫学的検査 遺伝子関連・染色体検査 輸血・移植検査 微生物学的検査 生理学的検査 臨床検査総合管理 医療安全管理 食品科学 細胞検査士 専門科目 研究演習 臨地実習	臨地実習を通して、知識・技術はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を身につける 1 年次科目：血液検査学Ⅰ、病理検査学Ⅰ、一般検査学、医動物学 臨床化学検査学Ⅰ、免疫検査学、微生物検査学Ⅰ、生理機能検査学Ⅰ チーム医療演習Ⅰ、 2 年次科目：臨床病態学Ⅰ・Ⅱ、血液検査学Ⅱ、血液検査学実習ⅠⅡ 病理検査学Ⅱ、病理検査学実習Ⅰ・Ⅱ、一般検査学実習Ⅰ・Ⅱ、臨床化学検査学Ⅱ、臨床化学検査学実習Ⅰ・Ⅱ、免疫検査学実習、遺伝子・染色体検査学、輸血・移植検査学・実習、微生物検査学Ⅱ、微生物検査学実習ⅠⅡ、生理機能検査学ⅡⅢ、生理機能検査学実習ⅠⅡ、画像検査学 検査管理総論、検査情報管理学、関係法規、医療安全管理学、検査リスクマネジメント、食品衛生管理学、食品関連法規、食品衛生学 食品学、臨床細胞学総論ⅠⅡ、総合臨床実習前演習Ⅰ 3 年次科目：病態解析診断学Ⅰ・Ⅱ、遺伝子・染色体検査学実習 細胞培養技術学、先端医療技術学、生理機能検査学実習Ⅲ、チーム医療演習Ⅱ、検査精度管理学、臨床細胞学演習、研究基礎演習、総合臨床実習前演習Ⅱ、総合臨床実習、総合臨床実習後演習 4 年次科目：臨床病態学特論、血液検査学特論、病理検査学特論、一般検査学特論、臨床化学検査学特論、免疫検査学特論、微生物検査学特論、 生理機能検査学特論ⅠⅡ、細胞診断学演習ⅠⅡⅢⅣⅤⅥⅦ、 卒業研究、総合検査学演習、

大学院看護学専攻は、「修士論文コース」「専門看護師（CNS）コース」の2コースを設置

し、「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の3分野、さらに「基礎看護学領域」「在宅看護学領域」「看護管理学領域」「産業看護学領域」「母子支援看護学領域」「急性看護学領域」「慢性看護学領域」「老年看護学領域」「精神看護学領域」の9領域で構成されている。

科目については、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」で構成されており、学修段階、順次性を考慮した体系的な配置となっている。1年次には「共通科目」と「専門科目」「特別研究Ⅰ」、2年次には「研究論文の作成のための専門科目 特別研究Ⅱ・Ⅲ」並びに「実習」を配置し、修士論文又は課題研究に係る研究指導体制の編成となっている。開講科目、単位数については、専門看護師コースにおける日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程の認定要件をすべて満たす内容となっている。

大学院臨床検査学専攻は、看護学科との連携による教育を展開し、課題探求・問題解決育課程として「共通科目」「専門科目」「特別研究」を順次体系的に構成している。専門分野は「病因解析学分野」「病態機能検査学分野」の2分野で構成され、目的に応じた専門性を身につけることができる。「共通科目」では目的に応じた教育・研究者として不可欠な科学的思考の基盤を身につけることができるよう、「専門科目」は両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるよう、「特別研究Ⅰ」では研究課題に関する情報収集、論文検索、「特別研究Ⅱ」では研究課題に対する基礎的研究を進め表現力も合わせて身につけ、「特別研究Ⅲ」では修得した知識・技術を駆使し研究を遂行し論文作成研究発表を行う。

なお、学生が体系の中で個々の科目の位置づけを理解し、自らの目的、目標に沿って主体的に学修を進められるように、シラバスには教科ごとに、ディプロマ・ポリシーに示す4観点4観点（知識・理解、専門的能力、汎用的能力、態度・姿勢）のいずれに対応するかを明記している。到達目標、各回の具体的な授業内容、参考資料、評価基準や履修モデル・カリキュラムマップを明記し、学修の見通しを持てるよう配慮している。

④教養教育の実施

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育を充実させている。1年次には、大学で学ぶために必要な「聴く」「読む」「書く」「調べる」「整理する」「まとめる」「表現する」「伝える」「考える」の9つの力を養うため、「基礎セミナーⅠ」を開講している。

また、「情報」、「コンピューターリテラシー」、「統計学」、「少子高齢社会論」、「ボランティア論」「倫理学」、「コミュニケーション論」などの社会状況を踏まえた科目や、「基礎英語」「医療英語コミュニケーション」、「海外研修英語」など、国際的な視野を広げるための科目も構成している。また、地域を学ぶため地元自治体（四日市市）の協力を得て「四日市市の暮らしと文化」を必須科目としており、産業、保健医療、文化などについて自治体幹部職員に講義を担っていただいている。令和7（2025）年度からは、市のトップリーダーである四日市市長の講義も取り入れたいと考えている。

大学院では、1年時に「共通科目」を開講し、広い視野で看護医療を学ぶための学際的な科目として位置付けている。「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることが

できる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目的に適合している。

今後は、より多角的な視点を身に付ける意味から、リベラルアーツ教育の視点も意識し、カリキュラムに反映を進めていく予定である。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、教授方法の工夫と教育効果の向上を目的として、さまざまな取り組みを行っている。1年次の必修科目である「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は大学で学ぶために必要な9つの力を段階的に身につけられるよう、少人数制を採用している。看護学科の「基礎英語」及び「コンピューターリテラシー」については、教育効果を考慮して4グループ編成とし、演習科目についても必要に応じてグループ編成を行い、学生が十分に演習を行える体制を整えている。

学生の能動的な学修への参加を取り入れた発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習や教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等のアクティブ・ラーニングを導入しており、継続的に40%以上の実施率を維持している。

大学院では学生が自ら課題を発見し、向き合い、考え、解決する力を養うとともに、発表や議論を通して、表現力やコミュニケーション能力が磨かれるよう、学生の発表や議論を中心とするゼミナール形式の教授法を積極的に取り入れている。教員が、課題の設け方、議論やプレゼンテーションの進め方、情報機器の活用法等について工夫を凝らしながら、学生が積極的に参画し能力アップにつながる効果的な教授方法の開発に取り組んでいる。そのため、教育力・研究指導力のレベルアップに向けて研修会に参加するなど、研鑽を重ねている。

さらに、学位論文の作成過程においては、「研究計画検討会」、「研究計画発表会」を開催し、専攻領域の指導教員以外の教員からの助言、指導を受けられる体制を整えている。大学・大学院ともシラバスには「事前学修」「事後学修」として必要な内容と時間を記載しており、学生の自主性を促すとともに、授業への理解と効果的な学修支援を行っている。

◇エビデンス（資料）

学生便覧（看護学科、臨床検査学科、大学院）

シラバス（看護学科、臨床検査学科、大学院看護学専攻、大学院臨床検査学専攻）

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

令和 6(2024) 年度における看護学科の学生の平均修得単位数は、1 年次で 42.0、2 年次で 91.9、3 年次で 124.9、4 年次で 134.9 といずれも良好な結果である。

国家資格を必要とする職種を育てるという意味において、国家試験の合格率は極めて重要な指標である。令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度と看護師の国家試験が全国平均に僅かに届かない状況となったが、令和 6（2024）年度の国家試験対策については、新たに e ラーニングシステム導入など教員の支援体制の強化や学生個々の学修状況の把握など大幅な見直しを行い、国家試験の結果を高い水準に戻すことができた。臨床検査学科の国家試験においては、初めての挑戦となった令和 5（2023）年度は低迷したが、令和 6（2024）年度には早々に挽回した。

今後の国家試験対策としては、4 年生を主体とした国家試験対策模試、対策講義等となるが、1～3 年次生の低学年に対しても解剖生理や病理学のテストやガイダンスを通じて、国家試験に対する意識づけを早期から行い、段階的な準備を促進していく。

看護学科の国家試験（新卒）及び就職・進路状況は以下の通りである。

看護学科国家試験（看護師・保健師・助産師）

	令和 4（2022）年度			令和 5（2023）年度			令和 6（2024）年度		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格数	合格率
看護師	106	100	94.3	111	102	91.9	121	119	98.3
保健師	50	49	98.0	34	33	97.1	49	49	100
助産師	9	9	100	9	9	100	7	7	100

就職・進学

	令和 4（2022）年度			令和 5（2023）年度			令和 6（2024）年度		
	希望者	決定者	決定率	希望者	決定者	決定率	希望者	決定者	決定率
就職	105	102	97.1	111	104	93.7	121	120	99.2
進学	1	1	100	0	0	—	0	0	—

令和 6(2024) 年度における臨床検査学科の学生の平均修得単位数は、1 年次で 50.0、2 年次で 89.8、3 年次 122.6、4 年次 146.7 といずれも良好な結果である。

国家資格を必要とする職種を育てるという意味において、国家試験の合格率は極めて重要な指標である。臨床検査学科は令和 5（2023）年度に学科として完成年度を迎え、初めての国家試験に挑みましたが、全国平均を大幅に下回る厳しい状況であった。この結果を受け、大学としても強い危機感を持ち、令和 6（2024）年度の国家試験対策においては、教員の支援体制の強化、国家試験対策講義の時間割への組み込み、国家試験直前集中講義の

実施等、大幅に見直しを行いました。その結果、国家試験の結果は全国平均を上回る成果を上げることができた。今後は、令和 6（2024）年度为国家試験対策のノウハウを踏襲しながら、学生一人ひとりに寄り添った支援を継続的に進めていく。

臨床検査学科の国家試験（新卒）及び就職・進路状況は以下の通りである。

臨床検査学科国家試験（臨床検査技師）

	令和 5（2023）年度			令和 6（2024）年度		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格数	合格率
臨床検査技師	23	16	69.6	52	50	96.2

就職・進学

	令和 5（2023）年度			令和 6（2024）年度		
	希望者	決定者	決定率	希望者	決定者	決定率
就職	21	15	71.4	51	51	100
進学	2	2	100	3	3	100

大学院では、学位申請論文が最終的な学修成果を測る主たる評価指標となっており、定められた審査基準に従い、厳正・公平に審査を実施した上で、学位を授与している。

学生に対しては、指導教員の開講科目を軸として継続的に専門領域の研究指導を行うとともに、学位論文作成に関する具体的な支援を行っており、2 年次 4 月または 9 月に行われる「研究計画発表会」、続く研究計画検討会において、研究計画案に対し、指導担当教員以外の教員から指導を受ける機会を設けている。また、修了予定の 3 月または 9 月の「研究論文発表会」は、大学院全教員が最終的な学修成果を点検・確認する機会としている。

学位申請論文の審査については、「四日市看護医療大学学位規程」に則り、研究科の教員の内から選出された委員 3 人により構成される審査委員会によって実施され、「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」に基づき、申請のあった学位論文に対する審査及び口頭による試問を行っている。審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、その報告に基づき研究科委員会において学位の授与を審議している。学位授与の可否の議決は出席委員の内 3 分の 2 以上の賛成を必要としており、最終結果は学長に報告され、学位授与の可否は学長が認定することとしている。

研究科委員会・教務担当者会議では、年度ごとの自己点検・評価活動を通して、学位申請論文の審査結果に加え、論文作成過程における学生の取り組み方、各教科の受講状況、大学院教員から寄せられた意見、大学院研究環境評価調査における学生からの意見、専門看護師（CNS）認定試験の合格状況などのデータを総合的・多面的に判断し、教育目標の達成状況、教育課程の編成・実施方針の適切性についての点検・評価を行っている。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

大学では学生に対して「授業評価アンケート」を実施しており、その結果は、教育推進・学生支援センター会議、教授会、学科会議で報告されるとともに、個々の意見が該当教員へ知らされる仕組みとしている。教員は対応策を明示することが義務付けられており、その対応策を学生へフィードバックすることとしている。

実習先においては、会議の中で実習施設の管理者・指導者から、実習における学生の態度や学修状況について指摘や要望を受け、実習環境や指導方法、教育内容の改善に対応している。さらに、卒業生がいる実習先では、卒業生の状況などの情報を併せて収集し、学修成果を把握して以降の教育活動に活かしている。また、実習中（看護）には、原則毎週週末に実習における取組状況と成果又は注意点などを指導教員と実習生が対面で意見交換等を行う「実習反省会」を実施することとしており、適時の反省会実施により実習中及び実習完了後における有意義な成果を生み出すことに繋げている。

大学院では、大学院生を対象に「研究環境評価調査」を実施しており、その結果を研究科委員会で協議し、早期対応を行っている。その他、教務担当者会議による学修成果の点検・評価の結果を研究科委員会において報告され、学修・研究指導やカリキュラムの改善に反映させている。

看護職者の大学院進学のための目的・動機として、専門看護師(CNS)あるいは認定看護師等の資格取得志向が強くなっている中、専門看護師(CNS)認定試験の合格率を高めるため、関連病院とも協同しながら教員が一丸となって取り組んでいる。

なお、専門看護師(CNS)コースは、令和3(2021)年度より必要単位の移行(38単位)に対応し、カリキュラム(共通科目A・B)の改定を行っている。

◇エビデンス(資料)

就職進路先一覧

授業評価アンケート

大学院研究環境評価調査

〔基準4の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

医療系大学の本学としては実習が大きな比重を占めているが、学修成果の把握や評価として、実習中に指導教員と実習学生とが原則毎週1度大学に戻り、実習反省会と称して、対面にて1週間の成果の確認や注意点などの共有、そのほか様々な意見交換を行い、学修成果の向上やミスの未然防止に役立てていることは成果(効果)のある取組と考えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

継続的に学修成果の向上・維持、授業評価、大学院環境評価など多面的な評価への対応と適切な評価が求められる中、特に外部の関心度が高く、強く求められる成果は国家試験合格

率と就職率であり、この2点がどれだけ高水準に維持できるかが重要な課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

令和6年(2024)度における国家試験合格率や就職率において高い水準に回復できたことは適切な学修成果の達成と厳格な運用の成果であると評価される。今後も、これらの成果を維持・向上させるための取り組みを継続していく。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」において審議・決定される。この委員会は、自ら議長となる学長を始め、両学科長、研究科長、教育推進・学生支援センター長、事務局長で開催するが、法人本部の理事2名を加えて構成されており、法人を含めた一元的な意思疎通が図れる体制を整えているとともに、事務局の各課長も参加しており、実務面からの支援も充実している。主な審議事項は、学則等諸規程の制定・改廃、教員配置計画、入試基本方針ほか大学運営にかかる重要事項で、これらが大学の設置目的に沿っているか、また経営面での健全性が確保されるかについて審議を行う。

平成27(2015)年から、それまで教務委員会、学生委員会など委員会ごとで原案を作成し、教授会で審議・決定していた教学に関する事項を、より効果的に審議・決定・実施するために、「教育推進・学生支援センター」を立ち上げた。このセンターは「本学における教育活動を推進するとともに、学生の生活、学習支援を適正かつ円滑に行い、教育の充実に寄与するための教学マネジメントを推進することを目的」とした機関で、教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門及び事務部門の4部門からなる教職協働の体制を構築している。各部門には以下の委員会・機関が設置されている。

- ・教育推進部門：教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD委員会
- ・学生生活部門：学生生活委員会、保健室、学生相談室
- ・キャリア支援部門：キャリア支援委員会、就職支援室、国家試験対策室
- ・事務部門：教学課

センターには重要事項を審議するため「教育推進・学生支援センター会議」を設け、学長が議長を務め、学科長、研究科長、事務局長を構成員として参加することで全学的な教学マネジメント体制が確立されている。学長のリーダーシップのもとより、大学院も含め、

教学に関する重要事項を少人数で集中的に審議する体制が整っている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

学校教育法改正に基づく教授会の規程改定により、平成 27（2015）年 4 月から、教授会の役割は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、そのほか教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることに限定された。これを受けて、全学的な教学マネジメントを構築するために、「教育推進・学生支援センター会議」の議長を学長とした。これにより、学長は大学運営委員会の大学側トップとしての役割に加えて、教育推進・学生支援センター会議及び教授会の議長も務めることになり、学長のリーダーシップのもとで、大学運営が行われる体制が整ったといえる。さらに令和 7（2025）年度からは学長を補佐する副学長を配置し、学長のリーダーシップの発揮を支える体制を執ることを考えている。

③職員の配置と役割の明確化

教育推進・学生支援センターには教員で構成される教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門に加え、事務職員で構成される事務部門があり、教職協働の教学マネジメント体制を構築している。

また、センターに置かれている教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD 委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会の各委員会には、事務部門長である教学課長が委員に入っており、職員の視点からも各委員会に関わっている。

◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学運営委員会規程

四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和 6（2024）年 5 月現在、本学専任教員は 56 人、内訳は、教授 16 人、准教授 13 人、講師 11 人、助教 10 人、助手 6 人である。看護学科教員が 37 名、臨床検査学科教員が 19 名を配置し、必要な確保と配置がなされていると考える。

教員の採用については、本学教員人事審議会において「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に則って行われている。教員人事審議会は会長である学長を始め、学科長、研究科長、事務局長で構成され、会長が必要と認める場合には審議委員以外の者を出席さ

せることができることとしている。

採用については、「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に基づき、原則として毎年7月末日までに採用を必要とする人数、担当授業科目名、職位、採用学期、採用を必要とする理由等を記載した「翌年度に係る教員等配置計画書」を作成し、教員人事審議会にて審議のうえ、計画的な選考をしている。

昇任については、「四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程」に基づき、申請者が11月末日までに学科長へ提出、学科長から学長へ提出後、学長が教員人事審議会に諮ったのち、学長が「専任教員昇任審査委員会」を設置し、昇任審査候補者の調査・審査を行い文書にて結果を教授会へ報告、意見聴取後、学長が大学運営委員会にて報告し、疑義等がなければ最終的に学長の判断により理事長へ申請、承認を経れば発令とする一連の流れにより、厳格化を維持している。

このようななか、令和6（2024）年度には、教員2名（講師から准教授1名、助教から講師1名）の昇任を行った。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上への取り組みについては、本学では、開設当初よりFD委員会（学部）及びFD担当者会議（大学院）を中心として、教員の資質・能力向上に取り組んでおり、毎年研修会を実施するほか、学生への授業アンケートや授業環境に対する意見交換会を実施し学生の声を反映させる仕組みを整えている。教員や助手の資質を高めるためのFD研修会の直近3年間（令和4（2022）年から令和6（2024）年）は以下の通りである。

令和4（2022）年度

第1回研修会 （オンライン研修）	日時：令和4年8月18日 講演：研究事業部研究助成企画課兼研究助成第三課・豆佐 哲治課長 演台：科学研究費助成事業について
---------------------	---

令和5（2023）年度

第1回研修会	日時：令和5年12月27日 講演：北里大学 医学部 准教授 齋藤 有紀子先生 演台：責任ある研究行為と倫理的配慮
--------	--

四日市看護医療大学

令和 6（2024）年度

第 1 回研修会	日時：令和 6 年 12 月 26 日 講演：三重大学 教育学部 教授 南 学先生 演台：クリティカルシンキングの説明・クリティカルシンキングに関するゲーム
第 2 回研修会	日時：令和 7 年 3 月 13 日 講演：臨床検査学科 山口先生「講義における Forms の活用」 看護学科 日比先生（看護学科） 「各領域での工夫点」 演台：IT 技術を活用した講義、演習の工夫点

また、学生生活委員会を中心に、学生支援となるアドバイザー教員の資質・能力向上に向けて、毎年研修会を実施し、意見交換等を行うなどの体制を整備している。
 アドバイザー研修の直近 3 年間（令和 4（2022）年から令和 6（2024）年）は以下の通りである。

令和 4 年度

第 1 回研修会	日時：令和 4 年 12 月 21 日（水）16:00～17:30 講師：藤田医科大学医学部准教授・医学情報教育推進室長：若月徹先生 内容：学生とコミュニケーションを円滑にするために（アドラー心理学）、他大学における学生支援制度
第 2 回研修会	日時：令和 5 年 3 月 15 日（水）10:00～11:00 講師：本学カウンセラー 加藤美紀先生 内容：学生相談室利用状況の報告と近年の学生の特性について

令和 5 年度

第 1 回研修会	日時：令和 5 年 12 月 20 日（水）16:00～17:00 講師：四日市中央法律事務所 代表弁護士 東幸太郎先生 内容：学生に対する合理的配慮について
第 2 回研修会	日時：令和 6 年 3 月 13 日（水）13:00～14:15 講師：本学カウンセラー 加藤美紀先生 内容：学生相談室利用状況と学生支援について～精神障害を抱える学生を中心に～

令和 6 年度

第 1 回研修会	日時：令和 6 年 12 月 17 日（火）16:00～17:30 講師：三重大学 障害学生支援部門講師 風間 惇希先生 内容：障害学生支援の基礎知識ー発達障害や精神障害のある学生への教育・支援についてー
----------	--

第2回研修会	日時：令和7年3月19日（水）13:00～14:00 講師：本学カウンセラー 加藤美紀先生 内容：学令和6年度学生相談室活動報告―学生支援の現状と展望―
--------	--

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

日常業務を通じたOJTを含め、大学職員としての能力の向上に加え、社会人としての資質向上を図るため、学内・学外の研修等を活用し、継続的な取り組みを進めている。単なる事務処理能力を向上させるだけでなく、学長や教員組織との連携のもと、主体的に企画・立案能力を行い、課題解決を実践する能力や大学運営能力の育成に力を入れている。

また、大学の3つのポリシーに基づく自己点検・評価及び内部質保証に関すること、教学マネジメントに関わる専門的職員の育成、大学改革、高大接続、IRなど、業務領域に関する知見向上に取り組んでいる。オンライン受講を含めて自己研鑽の機会を絶やさぬ意識をしてきた。SD研修会の直近3年間（令和4（2022）年～6（2024）年）は以下のとおりである。

令和4（2022）年度

テーマ	開催	主催等	会場	参加
（若年層研修） 私立大学の基本法令	オンデマンド	日本私立大学連盟	（遠隔）	庶務 市川
（若年層研修） 大学教務の基礎知識	オンデマンド	日本私立大学連盟	（遠隔）	教学 塩澤
（若年層研修） 大学広報とブランディング	オンデマンド	日本私立大学連盟	（遠隔）	入試 森
（若年層研修） 私立大学の財政と私学助成	オンデマンド	日本私立大学連盟	（遠隔）	会計 長嶺
創発思考プログラム研修	10月～11月	日本私立大学連盟	（遠隔）	入試 森
総務担当者実務研修	5/16	日本経営協会	（遠隔）	庶務 市川
中堅社員オーナーシップ研修	6/1	株式会社インソース	名古屋	入試 野村
ビジネスマナー研修	5/9	株式会社インソース	名古屋	教学 後藤
高大連携合同研修会	8/5	四日市大学 四日市看護医療大学	（遠隔）	全教員

四日市看護医療大学

科研費研修会	8/18	日本学術振興会 豆佐研究助成企画課長	(遠隔)	教職員
個人情報保護法研修	9/2	鈴鹿医療科学大学 弁護士 近藤秀一	(遠隔)	教職員
女性リーダー研修	7/4	株式会社インソース	大阪	教学 高山
学校法人 会計・税務入門セミナー	4/14	ビスアップ総研 公認会計士 中田ちづ子	(遠隔)	会計 長嶺
研究支援業務と研究公正の推進	9/8	名古屋大学高等教育 研究センター	(遠隔)	図書 加藤
労務対策研修	10/20	私学労務研究会 弁護士 小西華子	(遠隔)	岩谷
I R 研修 「I R 人材と I R 機能強化」	5/17	ビスアップ総研 日本 I R 協会 森会長	(遠隔)	I R 水谷
I R 研修 「I R フォーラム」	8/27	大学コンソーシアム 京都	(遠隔)	I R 水谷
ハラスメント研修	3/8	原賀心理士事務所 原賀 学	本学 対面	教職員
県下私立大学合同研修 「地方大学の新たな選択肢」	12/22	私学連携協議会みえ 講師 小林浩	(遠隔)	教職員

令和 5 (2023) 年度

テーマ	開催	主催・講師等	会 場	参加者
(若年層研修) 私立大学の基本法令	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	教学 内藤
(若年層研修) 大学教務の基礎知識	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	教学 内藤
(若年層研修) これからの入試担当者に求められること	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	入試 後藤
(若年層研修) 学生支援の今とこれから	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	教学 内藤
新入社員セミナー (2 日間)	4 月	四日市商工会議所	四日市市	教学 内藤
新入社員フォローアップセミナー	9 月	四日市商工会議所	四日市市	教学 内藤
総務担当者実務研修	5 月	日本経営協会	(遠隔)	庶務 森

四日市看護医療大学

中堅社員オーナーシップ研修	6 月	株式会社インソース	(遠隔)	庶務 水谷
私学の職場、教育現場でのハラスメント防止	5 月	S R K私学労務研究会	(遠隔)	庶務
人を動かすコミュニケーション研修	9 月	株式会社インソース	名古屋	入試 野村
障害学生支援実務者育成研修 (2 日間)	7 月	日本学生支援機構	(遠隔)	教学 中村
私学の労基署対策	10 月	S R K私学労務研究会	(遠隔)	庶務 岩谷
最新の法改正総まとめ	2 月	S R K私学労務研究会	(遠隔)	室町
I R 研修 (I R er 養成講座)	12 月	愛媛大学 教育学生支援部	(遠隔)	I R 水谷
ハラスメント研修 (障害学生支援)	3 月	三重大学障害学生 支援センター	本学	教職員
私立学校法の改正	2 月	私学連携協議会みえ (講師：文部科学省)	(遠隔)	教職員
私立学校法改正による学校会計 ルールの変更ポイント	2 月	S R K私学労務研究会	(遠隔)	会計 山本

令和 6 (2024) 年度

テーマ	開催	主催等	会 場	参加
私立大学の基本法令	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	庶務課 水谷
大学における法的問題対応	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	庶務課 水谷
教学マネジメントの基礎知識	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	教学課 山口
大学教務の基礎知識	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	教学課 藤田
大学の歴史、私学の歴史	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	蛭川 武田 池岡 藤田
学校法人会計の基礎知識	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	会計課 蛭川 武田
私学事業団について	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	会計課 蛭川

四日市看護医療大学

大学の学生支援について	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	教学課 藤田
大学広報とプランディング	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	入試広報課 渡辺 池岡
大学入試部門に担当者に求められること	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	入試広報課 池岡
大学の研究支援の基礎知識	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	図書研究 加藤、市岡
大学の財務・経理	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	会計課 蛭川、武田
アドミニストレーターを目指す第一歩	オンデマンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	会計課 蛭川
新入社員セミナー	4 月	四日市商工会議所	四日市市	藤田
新入社員フォローアップセミナー	9 月	四日市商工会議所	四日市市	藤田
新任管理職研修 自信を持ってマネジメントを始める	6 月	株式会社インソース	名古屋市	図書研究 加藤
労働基準法の基礎	6 月	日本経営協会	(遠隔)	庶務 水谷
ハラスメント相談員実務研修	8 月	S R K 私学労務研究会	(遠隔)	大西教授
私学の労基署対策研修	10 月	S R K 私学労務研究会	(遠隔)	庶務課 渡辺
I R 研修	9 月	河合塾グループ	(遠隔)	I R 水谷
ハラスメント研修	12 月	E L L Y 代表理事 山口 颯一	本学	教職員
カスタマーハラスメントに対する方針・対応・対策	2 月	私学連携協議会みえ (高田短期大学)	津市・遠隔 併用	教職員

◇エビデンス (資料)

四日市看護医療大学教員人事審議会規程

四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程

四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程

四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則

四日市看護医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

四日市看護医療大学スタッフ・ディベロップメント規程

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、教員の研究活動を支える環境整備に力を入れている。研究室は、本館 3～5 階及び B 館 5 階に配置されており、講師以上の教員には個別の研究室を、助教・助手は共同研究室を提供している。また、全教員に館内入り口の鍵を貸与しており、常時研究活動に取り組める体制を整えている。

令和 6（2024）年 4 月、新たに「図書・研究支援課」を設置し、専任の職員を配置することで、研究活動の窓口が一元化され、教員にとって利便性の高い研究支援体制が構築された。科学研究費に関しては、図書・研究支援課及び会計課が連携し、申請手続きや運用に関する詳細な助言等を行うことで、研究促進の支援を行っている。

さらに、研究支援のため専門業者による科研費申請に関する個別助言体制の整備や、教員の研究者水準に合わせて利用できる動画講座を導入し、研究力の向上に繋げる取り組みを始めたところである。

②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「四日市看護医療大学研究倫理規程」を定め、研究における倫理的基準を充たしているかについて「四日市看護医療大学研究倫理審査要領」に従い、研究倫理委員会が厳正に審査している。

また、研究活動に係る不正行為防止を目的として「四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程」を定めているほか、公的研究費の不正使用に関しては「四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」及び「四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を整備し、厳正な運用を行っている。

研究倫理に関する適切な知識の習得を促すため、全ての教員及び大学院生に対し、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する e ラーニングプログラムの受講を毎年義務付けている。さらに、教職員が外部機関の治験審査委員会委員や他大学の研究倫理委員会委員を務めるなど、研究倫理に対する高い意識と専門性を有していると評価できる。

③研究活動への資源の配分

教員の研究活動を支援するため、職位に応じた個人研究費を支給している。「四日市看護医療大学個人研究費取扱内規」に基づき、教授には年間 48 万円、准教授に 45 万円、講師に 40 万円、助教に 35 万円、助手に 24 万円を支給し研究意欲向上を図っている。さらに、「四日市看護医療大学特別研究費取扱規程」に基づき、本学の附置機関である「地域研究

機構」において、個人研究費の範囲を超える研究で、学術研究の水準の向上に貢献すると認められるものに対し、専任教員が一人若しくは共同で行う研究に対して特別研究費を支給している。加えて、OB 教員による寄付金を原資とする「宮崎徳子研究奨励金」などを活用し、教員の研究活動を多面的に支援している。

外部資金に係る間接経費に関しては、「四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程」に基づき、研究費獲得のための指導動画の導入など、教員の研究支援になるよう適切に運用している。また、外部資金の導入については、四日市市から在宅看護にかかわる事業の委託事業を受託しており、四日市市と協力しながら進めている。

◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学研究倫理規程

四日市看護医療大学研究倫理審査要領

四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程

四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

四日市看護医療大学個人研究費取扱内規

四日市看護医療大学特別研究費取扱規程

地域研究機構設置規程

宮崎徳子研究奨励金内規

四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程

【基準 5 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長の適切なリーダーシップのもと、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会において、学長が議長を務め、法人も合わせた一元的に意思疎通が図れる体制を構築している。教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置については、教員人事審議会で学長、学科長、他役職者において将来構想も踏まえて厳正かつ適切な審議を行っており、教員の資質・能力向上としては、学部はFD委員会、大学院はFD担当者会議が主体的に研修会を企画及び実施している。

職員の資質・能力向上に向けては、新規採用職員、若年層、新管理職向けなど、組織内の節目にあたる職員を対象に、それぞれに適した研修を通して、コミュニケーション、知識・技術、柔軟な考え方などの修得を目指している。

研究倫理に関しては、関連規程等を整備し、毎年研修の受講を義務付けることにより教員の意識向上が図られている。また、教員 OB による寄付金を原資とする「宮崎徳子研究奨励金」については、受給者が科研費の新規採択を受けるなど、外部の競争的資金の獲得に有意義な影響を与えていると評価できる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教員の資質向上や教員確保の定着には、研修会の継続や改善、教員育成システム等の状況把握も必要となってくる。外部評価として、教員の定着率（退職や転職等）の状況

について問われ、毎年突然の退職や他大学への転職などにより人材確保に苦慮している実態を説明し、大学としての課題であると認識している。

また、科研費の新規採択件数もやや低調で大学としての学術研究が進んでいない状況にあり、この状況を改善するためのより一層の効果的・効率的な研究支援が重要であると考えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教員の確保や配置の計画として、教員人事審議会で学長を中心に議論を重ねており、令和 6（2024）年度は学長が全ての教員と個別面談を行い、業務量や心身の状態等々の把握に努めるとともに、要望を聴く場としても活用することで、教員の働きやすい環境づくりに寄与し、定着率の向上へ繋げる工夫を行う取組みを行った。今後も毎年実施していこうと計画している。

科研費に関しては、今後の採択率を上げるため、専門業者による研究計画調書のレビュー支援や動画講座を導入し始めたところである。今後の研究活動がより活発化されるよう、教員の研究活動推進のための環境整備を積極的に進めるとともに、研究倫理に関する啓発活動など、教員の一層の意識向上に向け努力していく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

本学園では、寄附行為の第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」とその目的を明確に示し、すべての教職員に対しては、就業規則において「学校法人暁学園職員は教育基本法ならびに建学の趣旨に沿い、心身ともに健康な国民の育成を期して、その責務を誠実に遂行し明朗真摯にして秩序ある学園の実現に務めなければならない。」と求めている。

また、寄附行為では学園の最終意思決定機関である理事会並びに理事長の諮問機関である評議員会の設置等について定めており、その施行規則において理事会に提出すべき議案や理事会に報告すべき事項、評議員会の議決事項や報告事項を明記しているほか、「学校法人暁学園組織規程」、「学校法人暁学園事務分掌規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の維持を図っている。

さらに、「暁学園経理規程」「暁学園資金運用管理規程」「暁学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程」などの規則を制定し、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「学

校法人会計基準」等の法令とともに遵守する中で、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

②環境保全、人権、安全への配慮

本学では、環境保全に対する基本理念を「持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、地球環境問題の重要性を認識し、教職員及び学生一人ひとりが環境への配慮に自覚と責任を持ち、教育・研究活動をはじめとするキャンパスにおける全ての活動を通じて、豊かな地球環境の保全という視点に立ち、環境負荷の低減に向け積極的に貢献することである。」と掲げている。この理念に基づく環境基本方針を下記の通り定めており、大学ホームページや学生便覧等で周知を図っている。

- ①省資源・省エネルギー及び廃棄物の減量・再資源化に努める。
- ②環境に関する法令等を遵守する。
- ③地球環境問題についての教育・研究及び啓発活動に取り組む。
- ④環境方針は積極的に公表していく。

本学の人権への配慮としては、世界人権宣言、日本国憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、労働法、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学で学び、研究し、働く全ての人に対し、ハラスメント、様々な差別や偏見などの人権侵害を防止・排除するとともに、個人の人権が尊重され、安全で公正な環境の下で学び、研究し、働く権利を保障するために「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。このガイドラインに基づき、ハラスメントの防止に努めるとともに、発生したハラスメントに厳正に対処するものとしている。これらを実効性高いものとするため、ハラスメント対策委員会が中心となり啓発活動や研修等を通じて理解を深める努力を続けている。

また、本学では、教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、安全衛生管理体制を整えていくために、労働安全衛生法に基づき「安全衛生委員会」を設置している。委員会は、総括安全衛生管理者、産業医、教職員代表で構成されており、毎年、学内巡視・職場巡視をはじめ、定期健康診断の受診率 100% の啓発、インフルエンザ等の感染症への対応やストレスチェックによる傾向分析及び個別対応、ウォークラリー等の健康促進事業の実施、更に全国・地方の安全衛生関連行事の周知・啓発活動など、精神的観点と物理的観点の双方から学内の労働環境を注視している。

その他、危機管理委員会については、必要に応じて開催している。令和 6 (2024) 年 8 月の南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、「四日市看護医療大学気象警報等緊急時の措置について」の一部改正を行い、地震警戒宣言発令時や南海トラフ地震臨時情報に基づく巨大地震警戒発表時の行動について規定し、学生・教職員への啓発とともに、実習要項でも同様な内容を追記して進めている。

災害・感染対策チームを中心に防災・減災マニュアルの整備、防災訓練の計画など、大規模災害を想定した役割分担を定め、防災訓練を計画している。防災訓練は、学生・教職員とも全員参加で実施しており、避難や安否確認等のほか、非常食の準備や配給、AED 講習等を行って防災意識の向上を図っている。本学の教員や学生が四日市市の消防団に自主的に参画しており、機能別団員として保健師や防災士の資格を活かした役割を担い、自治体の消防訓練や被災地支援等に積極的に参画するなど、地域の啓発活動等に貢献している。

◇エビデンス（資料）

学校法人暁学園寄附行為
学校法人暁学園寄附行為施行規則
学校法人暁学園組織規程
学校法人暁学園事務分掌規程
学校法人暁学園公益通報者保護規程
学校法人暁学園経理規程
学校法人暁学園資金運用管理規程
学校法人暁学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程
学校法人暁学園第8次中期経営計画
四日市看護医療大学運営委員会規程
四日市看護医療大学学則
四日市看護医療大学運営協議会設置要綱
四日市看護医療大学環境方針
四日市看護医療大学ハラスメント対策ガイドライン
四日市看護医療大学ハラスメント対策委員会規程
四日市看護医療大学安全衛生委員会規程
四日市看護医療大学危機管理規程
四日市看護医療大学消防計画（防火・防災共通）
四日市看護医療大学防災減災マニュアル（防火・防災共通）

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

暁学園の管理運営機関として、法人には理事会及び常任理事会が設置され、大学には大学運営委員会が設置されている。

学園の最高意思決定機関である理事会では、理事長が遺憾なくリーダーシップを発揮できる体制とするため、理事長業務を補佐する常務理事のほか、総務・財務を担当する総務財務担当理事を置いている。また、大学の学長も理事として選任されており、理事長がリーダーシップを発揮しつつも、法人部門と大学部門の双方が意思疎通し、互いに連携しながら協議を進めることが可能となっている。

また、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会は学長が委員長を務めるが、委員会へ学園理事（2 名）が参画しており、法人と大学間相互の意思伝達や大学運営の周知等が円滑に行われている。

理事会の諮問機関である評議員会においては、四日市看護医療大学からは学長、副学長ら3名が選任されていることから、法人部門と大学部門が理事会の審議事項や運営に対して相互にチェックし合える体制ができあがっている。

監事は寄附行為の定めにより2名を選任しているが、監査業務において業務・財務に対するチェックを行うほか、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて理事会運営に対して意見を述べるなど、法人部門と大学部門の両サイドの運営に対してチェック機能が働いている。さらに、平成31（2019）年より内部監査室を設置し、監査機能の強化を図っている。

②使命・目的の達成への継続的努力

◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学大学運営委員会規程

学校法人暁学園寄付行為

学校法人暁学園内部監査規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

暁学園の管理運営機関として、法人には理事会及び常任理事会が設置され、大学には大学運営委員会が設置されている。

学園の最高意思決定機関である理事会では、理事長が遺憾なくリーダーシップを発揮できる体制とするため、理事長業務を補佐する常務理事のほか、総務・財務を担当する総務財務担当理事を置いている。また、大学の学長も理事として選任されており、理事長がリーダーシップを発揮しつつも、法人部門と大学部門の双方が意思疎通し、互いに連携しながら協議を進めることが可能となっている。

また、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会は学長が委員長を務めるが、委員会へ学園理事（2名）が参画しており、法人と大学間相互の意思伝達や大学運営の周知等が円滑に行われている。

②評議員会と監事のチェック機能

理事会の諮問機関である評議員会においては、四日市看護医療大学からは学長、副学長ら3名が選任されていることから、法人部門と大学部門が理事会の審議事項や運営に対して相互にチェックし合える体制ができあがっている。

監事は寄附行為の定めにより2名を選任しているが、監査業務において業務・財務に対

するチェックを行うほか、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて理事会運営に対して意見を述べるなど、法人部門と大学部門の両サイドの運営に対してチェック機能が働いている。また、学園内に内部監査室を設置し、監査機能の強化を継続している。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学園では、昭和 63（1988）年より 5 ヶ年ごとに暁学園中期経営計画および 5 ヶ年予算を策定しており、今年度は第 8 次暁学園中期経営計画（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）の 2 年目にあたる。財務基盤の確立に向けてはこの第 8 次中期経営計画に掲げる強化プランを確実に履行することを基本とした上で、中期経営計画 5 ヶ年予算を踏まえつつ、年度進行に伴う状況の変化に応じて毎年度、年度予算を編成し直し、それを各年度の財務運営の基礎としている。

また、大学設立当初に四日市市の副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、以降、毎年、四日市市とともに大学運営に関する協議を重ねている。四日市市側は副市長、教育長、政策推進部長、市立四日市病院事務長等、大学側は学長、学科長、研究科長、事務局長、学園理事を委員として、大学の予算・決算を報告するとともに財務運営に関する質疑応答や意見交換も行っており、四日市市からの財政的なチェックを受ける中で適正な財務運営及び財務基盤の確立に努めている。

②収支バランスの確保

学園全体としては、令和 2（2020）年度より高校以下の生徒数の減少が顕著となり、令和 3（2021）年度以降は学園全体の学納金収入が減少している。加えて令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度にかけては学園本部棟の建て替えや光熱費の高騰など、大きな支出が重なったことで収支バランスが崩れる結果となった。直近の令和 6（2024）年度決算についても収支マイナスが拡大する結果となった。これも高校以下の生徒数減少が進んだことによるところが大きい。そのため、第 8 次中期経営計画に掲げる 3 つの強化プラン（教育研究力強化プラン、ネットワーク強化プラン、募集力戦略強化プラン）をさらに強力に推進する一方、高校以下においては支出抑制をより一段と強化して行うこととした。また、収入面では、令和 8（2026）年度からの高校以下各校種の学費改定を理事会決定しており、収入・支出の両面からの施策により収支バランスの回復に努めている。

なお、財政及び経営の状況を把握するための指標となる財務比率においては、人件費比

率こそ全国平均値を上回るものの、他人資本が自己資本を上回っていないかを測る比率となる「負債比率」では100%を大きく下回っており健全な水準にある。また、学校法人の資金流動性（支払い能力）を判断する指標である「流動比率」も200%以上を維持しており現時点においては健全かつ情勢等の変化に柔軟に対応ができる財務体質は保持できているものと判断している。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

四日市看護医療大学においては、中期経営計画に基づき順調に学生を確保する一方で、国庫補助金収入や受託事業収入も着実に獲得し、安定した財政基盤を築き上げてきた。

臨床検査学科を開設した令和2(2020)年度以降の3年間は学年進行途中にあるため、事業活動収支差額が一時的にマイナスとなったが、完成年度の令和5(2023)年度決算ではプラスに転じた。さらに、令和6(2024)年度決算では開学以来最大の学生数となる642名を確保することができた。学納金の増収に加え、補助金についても臨床検査学科が完成年度を越えたことと理系学部増額措置が適用されたことにより、過去最高の収入額になった。一方、支出面では、適正な人員配置と経費予算配分、老朽化した設備の更新等を進めており、今後についても中期経営計画に基づいた人件費及び経費を十分確保した上で安定した財務運営が継続可能となる財務体質の維持に努める。

○学園全体の過去5ヵ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収入	4,209,149	4,141,559	4,025,247	4,133,240	4,060,688
経常支出	4,220,426	4,371,460	4,220,460	4,397,630	4,573,709
基本金組入	△18,769	△249	△38,228	△114,949	△132,683
事業活動収入	4,228,907	4,178,053	4,099,465	4,153,058	4,077,236
事業活動支出	4,235,595	4,418,537	4,246,904	4,420,931	4,594,424
事業活動収支差額	△6,688	△240,484	△147,439	△267,873	△517,188
経常収支差額	△11,277	△229,901	△195,213	△264,390	△513,021

○四日市看護医療大学の過去5ヵ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収入	973,174	1,044,399	1,082,722	1,118,517	1,198,371
経常支出	1,042,517	1,083,398	1,081,885	1,101,256	1,122,833
基本金組入	△58,698	△27,322	17,957	3,614	2,483
事業活動収入	981,899	1,047,706	1,090,607	1,124,635	1,198,708
事業活動支出	1,046,153	1,098,295	1,100,575	1,116,511	1,136,287

事業活動収支差額	△64,254	△50,589	△9,968	8,124	62,421
経常収支差額	△69,343	△38,999	837	17,261	73,770

◇エビデンス集 資料編

学校法人暁学園事業計画

学校法人暁学園予算編成について

学校法人暁学園第8次中期経営計画

学校法人暁学園予算書

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

会計処理は、学校会計基準を遵守し、学校法人暁学園経理規程、学校法人資金運用規程等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって課題等が生じた場合には、すぐさま会計監査人に相談し、場合によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらに、予算執行の状況については、会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理が可能である。本学が行っているこれらの会計処理のしくみについては、会計監査人からも高い評価を得ている。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、3名の会計監査人と2名の監事によって行われている。会計監査人の監査は、年間13日前後で、会計帳簿や証憑書類等をもとに、会計処理の内容、予算執行状況、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には、理事長に報告するとともに、早急な是正対応を行うこととしている。

監事による監査は、業務及び財務の状況に関するヒアリングを行う形で調査を行っている。また、より円滑に監査が実施できるよう、平成30(2018)年11月から、学園運営に関する重要事項の報告や重要課題を審議する常任理事会に毎月出席させている。

◇エビデンス集 資料編

令和6年度 監事による監査報告書

学校法人暁学園経理規程

研究費のハンドブック

学校法人暁学園 内部監査規程

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の使命・目的を達成するために、意思決定体制は整備している。暁学園として法令遵守に努め、学校法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」や「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護大学大学院学則」等の組織倫理に関する種々の規程に基づき、適切な運営を行っている。また、内部監査室を設置し、監査体制の強化を行っている。

財政基盤の確立として、5ヵ年ごとに暁学園中期経営計画および5ヵ年予算を策定しており、今年度は第8次暁学園中期経営計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）の2年目にあたっている。大学設立当初に四日市市の副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、以降、毎年、四日市市とともに大学運営に関する協議を通じて大学運営の透明性と信頼性を確保している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人の意思決定及び円滑化、大学との連携や大学を運営するために必要な財政基盤の確立が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

法人運営の円滑化を図るため、常任理事会毎月開催し、本学学長が理事として出席し、学内の主要な行事や学園経営・人事状況の協議を重ねている。本学の大学運営委員会には、法人部門の理事2名が出席し、大学部門、法人部門での意思疎通や連携を強化する体制を整えている。財政面では、中期経営計画に基づき学生確保が順調に推移しており、令和6（2024）年度決算では開学以来最大の学生数となる642名確保による学納金収入の増収や臨床検査学科完成年度を越えたことと理系学部増額措置の補助金適用により、過去最高の収入額になった。一方、支出面では、適正な人員配置と経費予算配分、老朽化した設備の更新等を進めており、今後も中期経営計画に基づいた人件費及び経費を十分確保した上で安定した財務運営が継続可能となる財務体質の維持に努めていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 四日市市との公私協力体制の整備

①四日市市との公私協力体制の整備

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は四日市市からの要請を背景に、四日市市立四日市高等看護学院の発展的解消とともに、四日市市の公的資金を受けて設置された経緯から、四日市市とは強固な協力体制が整えられている。

まず、四日市市との連携による独自の奨学金制度「四日市看護医療大学育成会奨学金」があげられる。これは、地域の安定的な看護師等の確保のため、四日市市の補助金を原資とし、卒業後に市内の医療機関において看護職に従事しようとする強い意志を持つ学生に対して授業料相当額を4年間貸与、卒業後5年間市内の所定の医療機関に従事した場合、全額返還免除という制度を持っている。基本的に各学年30名、全体で120名がこの奨学金制度を利用している。現在の授業料（年間106万円）に基づくと、4年間で一人あたり424万円、大学全体の貸与総額は毎年1億2千720万円に至る。

また、学生の主たる実習場所として市立四日市病院や四日市市保健所の全面的な協力を得ている。市立四日市病院は救命救急センターを擁する三重県北勢部の最大の高度急性期病院である中、実習のための受け入れ体制として、大学で修得した理論が現場での経験と結びつき、生きた知識として身につくようプログラムが組み立てられており、極めて有意義で貴重な知識の習得と経験を積むことができている。一方、病院からは本学の科目講義への講師派遣など、教鞭においても協力を得ているところである。

オープンキャンパスの際には奨学金の制度を含めた協力体制の概要を受験希望者や保護者に対して、四日市市の健康福祉部職員から公私協力体制について説明する機会が設けられているほか、市立四日市病院では本学学生に就職説明会を周知するなど、特に連携が図られている。

新カリキュラム導入に伴い、令和4（2022）年度より看護学科1年生対象の授業「四日市市の暮らしと文化」を実施し、四日市市の幹部職員を招聘して、四日市市の市政や文化を深く学修する機会を設けている。今後は四日市市のトップリーダーである市長も招聘し、講義を担って頂こうと計画している。

この他、学長をはじめ多数の教員が、四日市市をはじめ県内市町の自治体、三重県の委員会等へ医療・保健に留まらず広範な分野で参画を続けている。

◇エビデンス集 資料編

四日市看護医療大学育成会会則

四日市看護医療大学育成会奨学金貸与規程

四日市看護医療大学看護学科シラバス

A-2. 看護職人材育成・生涯学習の拠点

① 在宅看護研修事業の実施

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

四日市市では、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりの根幹的組織として「安心の地域医療検討委員会」が設置され、本学学長がその委員長を務め、四日市市の地域医療の推進に参画している。

このような中で、在宅医療の推進に欠かせない訪問看護師の養成や確保のために、四日市市の委託を受けて、平成 23 (2011) 年度から訪問看護師養成研修を開始し、令和 5 (2023) 年度から「在宅看護研修事業」として、キャリア講演会、訪問看護基礎研修、施設・在宅看護スキルアップ研修など、体系的な研修プログラムを実施している。

研修実績は令和 4 (2022) 年～令和 6 (2024) 年は以下のとおりである。

四日市看護医療大学

令和4(2022)年度 在宅看護研修事業実績						
区分	日時			内容	講師	参加
全体研修	8月6日	土	14:00～16:00		小澤竹俊(めぐみ在宅クリニック)	44
訪問看護基礎研修 (初級コース)	10月1日	土	13:00～14:30	オリエンテーション 訪問看護の魅力「訪問看護を始めてみようと思っている方へ」	多次淳一郎(四日市看護医療大学) 山崎衣緒理(サンライズ訪問看護ステーション)	3
			15:00～16:30	訪問看護対象論 (療養者・介護者の特徴)	東川亜依子(四日市羽津医療センター 訪問看護ステーション)	
	10月15日	土	13:00～14:30	訪問看護援助論① (ヘルスアセスメント)	森あゆみ (訪問看護リハビリステーションあすか)	3
			15:00～16:30	訪問看護援助論② (自立支援とケアアレンジ)	松下容子(みんなのかかりつけ訪問看護ステーション四日市)	
	10月22日	土	13:00～14:30	訪問看護援助論③ (意思決定の支援)	松田緑 (訪問看護ステーションしらかば)	3
			15:00～16:30	訪問看護管理論① (リスクマネジメント)	中村いお美(四日市看護医療大学)	
	10月29日	土	13:00～14:30	訪問看護管理論② (訪問看護に関わる制度)	永田三津子 (とさわ訪問看護ステーション)	3
			15:00～16:30	訪問看護管理論③ (ケアマネジメントと多職種連携)	川島典子 (四日市医師会訪問看護ステーション)	
訪問看護基礎研修 (中級コース)	11月5日	土	13:00～14:30	看護師さんから〇〇さんへ 関係を築き・深めるコミュニケーション	東川亜依子(四日市羽津医療センター 訪問看護ステーション)	6
			15:00～16:30			
	11月12日	土	13:00～14:30	“いつもと違う”を見極める フィジカルアセスメント	松下容子(みんなのかかりつけ訪問看護ステーション四日市)	6
			15:00～16:30			
	11月26日	土	13:00～14:30	こころの“ゆらぎ”に沿い、支える 意思決定支援	春名誠美(四日市看護医療大学)	6
			15:00～16:30			
	12月3日	土	13:00～14:30	互いを知り、協働する 多職種連携	北井真紀子(四日市看護医療大学)	6
			15:00～16:30			
訪問看護 スキルアップ研修	9月22日	木	18:30～20:00	訪問看護ステーションの危機管理(1) 感染管理	脇坂 浩 (浜松医科大学医学研究科)	14
	10月21日	金	18:30～20:00	訪問看護ステーションの危機管理(2) 災害の備え	多次淳一郎(四日市看護医療大学)	13
	11月11日	金	18:30～20:00	訪問看護ステーションの危機管理(3) セルフメンタルケア	畑中三千代 (JT COUNTRY P&C愛知)	10
	12月16日	金	18:30～20:00	訪問看護に活かすケア技術(1) 口腔・嚥下ケア	深津ひかり(ふかつ歯科)	21
	1月20日	金	18:30～20:00	訪問看護に活かすケア技術(2) 小児のリハビリ	徳力康治 (訪問看護ステーションいぐわ)	10
	2月17日	金	18:30～20:00	訪問看護に活かすケア技術(3) エンゼルケア	渡邊尚美(みたき総合病院)	13
施設看護 スキルアップ研修	9月22日	木	16:00～17:30	施設看護に活かす医療ケア技術 褥瘡のケア	大川恵美 (三重県立総合医療センター)	17
	10月21日	金	16:00～17:30	施設看護に活かす生活援助技術(1) 眠りの援助	鈴木裕美 (橋北楽々館在宅介護支援センター)	11
	11月11日	金	16:00～17:30	施設看護に活かす生活援助技術(2) 食べることの援助	菅原啓太(三重県立看護大学) 刀根美穂子(ナーシングホームもも鳥取)	14
	12月16日	金	16:00～17:30	施設看護に活かす生活援助技術(3) 排泄の援助	久保田千代美 (エンドオブライフケア協会)	10
	1月20日	金	16:00～17:30	施設看護管理(1) 感染管理	脇坂 浩 (浜松医科大学医学研究科)	11
	2月17日	金	16:00～17:30	施設看護管理(2) 施設看護の倫理	青木智子(ナーシングホームもも鳥取)	12

四日市看護医療大学

令和5(2023)年度 在宅看護研修事業実績						
区分	日時			内容	講師	参加
キャリア講演会 (全体研修)	8月3日	土	18:30～20:00	基調講演「訪問看護の仕事」 経験談「訪問看護の世界に飛び込んで」	川島典子(四日市医師会訪問看護ステーション) 葛谷直樹(訪問看護リハビリステーションはあちゃん)	29
在宅看護研修 (初級コース)	オンデマンド視聴 (休日・平日コース)			訪問看護概論	川島典子 (四日市医師会訪問看護ステーション)	13
				訪問看護に関する制度	永田三津子 (ときわ訪問看護ステーション)	
				在宅療養でのリスクと管理	森あゆみ (訪問看護リハビリステーションあすか)	13
				ケアマネジメントと多職種連携	中村いお美(四日市看護医療大学)	
	休日コース 10/14(土) 平日コース 11/8(水)	1限	訪問看護技術① 観察の技術(講義)	松下容子(みんなのかかりつけ訪問看護ステーション)	13	
		2限	訪問看護技術① 観察の技術(演習)			
	休日コース 10/21(土) 平日コース 11/15(水)	1限	訪問看護技術② 聴く技術(講義)	東川亜依子(四日市羽津医療センター 訪問看護ステーション)	13	
		2限	訪問看護技術② 聴く技術(演習)			
	10/23～27(休日コース) 11/20～24(平日コース)			見学実習	市内の訪問看護ステーション	
訪問看護 スキルアップ研修	9月22日	金	18:30～20:00	危機管理① 感染症対策	小林恵子 (訪問看護ステーション 愛)	10
	10月20日	金	18:30～20:00	危機管理② 自然災害に備える業務継続計画	多次淳一郎(四日市看護医療大学)	6
	11月24日	金	18:30～20:00	訪問看護の対象理解 精神障害をもつ利用者	島本美保子 (心の訪問看護ステーションひなが)	10
	12月22日	金	18:30～20:00	訪問看護の実践① 援助的コミュニケーション	加藤美紀 (四日市看護医療大学カウンセラー)	7
	1月19日	金	18:30～20:00	訪問看護の実践② グリーフケア	矢田俊量(善西寺 住職)	17
	2月16日	金	18:30～20:00	訪問看護の実践③ 認知症のある利用者への関わり方	伊東美緒(群馬大学大学院)	6
看護職向け研修 (旧施設看護スキル アップ研修)	9月22日	金	16:00～17:30	施設ケアのマネジメント① 感染症対策	碓田弓(みんなのかかりつけ訪問看護ステーション)	16
	10月20日	金	16:00～17:30	施設ケアのマネジメント② 介護職との連携	土田淳子(小山田特別養護老人ホーム サテライト四日市)	10
	11月24日	金	16:00～17:30	施設看護の実践① 休息・安楽の援助	藤島千里 (介護事業所人材コンサルタント)	12
	12月22日	金	16:00～17:30	施設看護の実践② 食事の援助	深津ひかり(ふかつ歯科)	10
	1月19日	金	16:00～17:30	施設看護の実践③ 排泄の援助	久保田千代美 (エンドオブライフケア協会)	8
	2月16日	金	16:00～17:30	施設看護の実践④ 認知症のある利用者への関わり方	伊東美緒(群馬大学大学院)	8

四日市看護医療大学

令和6(2024)年度 在宅・施設看護研修事業 実績

区分	月日	曜日	時 間	内 容	講 師	受講者数
キャリア講演会	8月23日	金	14:00～15:30	「在宅医療において看護師に求める最高のサービスとは」(対面)	石賀丈士 (いしが在宅ケアクリニック)	27
	12月6日	金	18:30～20:00	暮らしを支える訪問看護の仕事(リモート)	山崎衣緒理 (サンライズ訪問看護ステーション) 青木健太 (訪問看護利用者)	13
訪問看護基礎研修	オンデマンド (9月17日～12月27日)			訪問看護概論	川島典子 (四日市医師会訪問看護ステーション)	13
				訪問看護に関する制度	松下容子 (みんなのかかりつけ訪問看護ステーション四日市)	
				ケアマネジメントと多職種連携	中村いお美 (四日市看護医療大学)	
				在宅で多い医療的ケア	碓田弓 (みんなのかかりつけ訪問看護ステーション四日市)	
				自立に向けた援助	東川亜依子 (四日市羽津医療センター訪問看護ステーション)	
				在宅療養でのリスク管理	森あゆみ (訪問看護リハビリステーションあすか)	
				対象別訪問看護論① 小児	筒井みどり (ナースিংホームもも四日市)	
				対象別訪問看護論② 精神	島本美保子 (心の訪問看護ステーションひなが)	
	10月1日～12月27日			見学実習	市内訪問看護ステーション	
在宅・施設看護スキルアップ研修	9月20日	金	18:30～20:30	呼吸ケア①② (対面)	徳力康治 (訪問看護ステーションいくわ 理学療法士) 他	24
	10月18日	金	16:00～18:00	フィジカルアセスメント①② (対面)	松下容子 (みんなのかかりつけ訪問看護ステーション四日市)	17
	11月22日	金	18:00～19:00	ストマケア (ハイブリッド)	大川恵美 (三重県立総合医療センター WOC NS)	49
	11月22日	金	17:00～18:00	褥瘡ケア (ハイブリッド)		
	12月13日	金	18:00～19:30	急変時の対応 (ハイブリッド)	奥田美香 (三重県立総合医療センター急性・重症患者看護 CNS)	30
	1月31日	金	16:30～18:00	看取りにおける多職種連携 (ハイブリッド)	島村真美 (特別養護老人ホームもも大安 施設長)	16
	2月28日	金	17:00～18:00	排泄ケア 1 (対面)	久保田千代美 (Pooh Master)	9
	2月28日	金	18:00～19:00	排泄ケア 2 (対面)		

A-3 人的資源の提供

①大学が持つ人的資源の地域社会への提供

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の人的資源を地域に還元することは、本学設立の経緯からも当然の責務であると考えている。

本学では、四日市市をはじめ近隣自治体および三重県等の行政機関からの各種委員会委員等への就任要請に応じた協力を最大限行っている。

四日市市に関連する就任状況は以下に示す通りであり、委員就任や啓発事業への参画などがあるが、その他四日市市消防団での活動、JICA（独立行政法人国際協力機構）の国際緊急援助隊への登録、地域への防災啓発講座の実施、小中学校への講師派遣など様々な関わりを続けている。令和 6（2024）年 1 月～3 月にかけては、能登半島地震への災害支援として、臨床検査技師の派遣（7 名延べ 30 日間）、人的支援を実施した。

令和 6（2024）年度には、新たに三重県を通じて四日市市から依頼のあった IHEAT（感染症対策保健所支援員）の登録要請へ約 20 名の教員（有資格者）が登録を行うなどのほか、毎年継続的に保健師資格を有する教員が自治体（三重県）の実施するコロナ感染症への相談窓口の支援や四日市市が実施するがん検診などの各種集団検診会場として提供するなどの協力を行ってきた。

また、地域研究機構の看護医療交流センターでは、「高齢者施設における交流プロジェクト」や「地域で働く看護職（本学卒業生）へのサポート事業」などの活動や教職員個々の取り組みとしてプロジェクト活動を継続し、特に「健康いきいきフェア」では、地域の方々への健康に対する関心を深めていくイベントを学生とともに取り組んでいる。

その他、四日市市と協力し、エイズ予防啓発活動や認知症への理解啓発を高めるイベント「RUN TOMORROW（ラン伴）」に市職員とともに教職員と学生が自主参加するなどの活動を行っている。学生によるクラブサークルとして、「ボランティアサークル」「くれよん」「いろえんぴつ」などのサークル活動として、支援施設に訪問して利用者との交流等を行っている。

【四日市市就任の各種委員会等（令和 4（2022）年～令和 6（2024）年）】

令和 4（2022）年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市教育委員会	四日市市の教育行政の方針や施策を決定する教育委員会へ豊田妙子教授が参画。	教育委員会

四日市看護医療大学

2	四日市市男女共同参画 審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵准教授が担当。	市民生活部
3	四日市競輪検証委員会	丸山教授が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
4	四日市市環境保全 審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に河野啓子名誉学長が担当。	環境部
5	都市計画審議会	丸山教授が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
6	四日市市建築審査会	丸山教授が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
7	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として後藤由紀准教授が担当。	都市整備部
8	四日市市営住宅 入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項を審議する委員長に藤本和弘教授が就任。	都市整備部
9	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として柿原加代子教授が就任。	市立四日市 病院
10	市立四日市病院 倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
11	市立四日市病院 治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
12	看護研究の講義及び 指導	看護研究を行うために大学から推薦された教員が講師として講義・指導を行う。	市立四日市 病院
13	市立四日市病院 臨床研修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、豊田妙子教授が参画。	市立四日市 病院
14	がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
15	働く世代の 健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築についての協議に河野啓子名誉学長が就任。	健康福祉部
16	四日市市 食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に別所史子准教授が就任。	健康福祉部
17	四日市市国民健康保険 運営協議会	柿原教授が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
18	四日市市地域保健 運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として柴田英治学長が参加。	健康福祉部
19	こころの健康づくり 講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして協力。	健康福祉部
20	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部

四日市看護医療大学

21	四日市市長寿社会づくり懇話会	高齢化社会に関する取組について協議する場に豊田妙子教授が委員長として参画。	健康福祉部
22	訪問看護師養成事業	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得することを目的に講義を実施。	健康福祉部
23	訪問看護支援事業 (スキルアップ研修)	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
24	四日市市安心の地域医療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。柴田学長が会長職を担当。	健康福祉部
25	在宅医療啓発活動 補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。多次淳一郎講師が委員長を担当。	健康福祉部
26	介護・看護人材育成事業 (看護職研修)	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部
27	三岐鉄道 BRT 推進検討 会	連節バス導入にかかる BRT 導入及び環境共生圏の構築を目指す会議に室町局長が参画。	都市整備部

令和 5 (2023) 年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市教育委員会	四日市市の教育行政の方針や施策を決定する委員会へ豊田妙子教授が参画。	教育委員会
2	四日市市男女共同参画 審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵准教授が担当。	市民生活部
3	四日市競輪検証委員会	丸山教授が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
4	四日市市環境保全 審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に河野啓子名誉学長が担当。	環境部
5	都市計画審議会	丸山教授が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
6	四日市市建築審査会	丸山教授が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
7	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として後藤由紀准教授が担当。	都市整備部
8	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として二村教授が就任。	市立四日市 病院
9	市立四日市病院 倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
10	市立四日市病院 治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院

四日市看護医療大学

11	看護研究の講義及び指導	看護研究を行うために大学から推薦された教員が講師として講義・指導を行う。	市立四日市病院
12	市立四日市病院臨床研修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、豊田妙子教授が参画。	市立四日市病院
13	がん検診啓発活動事業	教員と学生が様々な団体と協力し、がん検診の受診啓発を実施。検診会場として大学を提供。	健康福祉部
14	働く世代の健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築についての協議に河野啓子名誉学長が就任。	健康福祉部
15	四日市市食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に別所史子准教授が就任。	健康福祉部
16	四日市市国民健康保険運営協議会	後藤教授が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
17	四日市市地域保健運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として柴田英治学長が参加。	健康福祉部
18	こころの健康づくり講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして協力。	健康福祉部
19	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
20	四日市市長寿社会づくり懇話会	高齢化社会に関する取組について協議する場に豊田妙子教授が委員長として参画。	健康福祉部
21	在宅・施設看護研修	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得することを目的に講義を実施。	健康福祉部
22	訪問看護支援事業（スキルアップ研修）	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
23	四日市市安心の地域医療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。柴田学長が会長職を担当。	健康福祉部
24	在宅医療啓発活動補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。多次淳一郎講師が委員長を担当。	健康福祉部
25	介護・看護人材育成事業（看護職研修）	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部
26	四日市市指定管理者選考委員会	公の施設の指定管理者指定にかかる候補者選定のための委員会。別所史子准教授が担当。	財政経営部
27	三岐鉄道 BRT 推進検討会	連節バス導入にかかる BRT 導入及び環境共生圏の構築を目指す会議に室町局長が参画。	都市整備部
28	保健師人材育成研修	保健師育成にかかる指導・相談・助言等を適宜大学が受託する。	健康福祉部

令和 6（2024）年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市教育委員会	四日市市の教育行政の方針や施策を決定する委員会へ豊田妙子教授が参画。	教育委員会
2	四日市市災害弔慰金等支給審査会	災害弔慰金支給に関する法律に基づき災害弔慰金及び見舞金支給の審査を行う。柴田学長が委員長として就任。	健康福祉部
3	四日市市男女共同参画審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵准教授が担当。	市民生活部
4	四日市競輪検証委員会	丸山元学長が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
5	四日市市環境保全審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に河野啓子名誉学長が担当。	環境部
6	都市計画審議会	丸山元学長が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
7	四日市市建築審査会	丸山元学長が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
8	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として後藤由紀教授が担当。	都市整備部
9	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として杉崎教授が就任。	市立四日市病院
10	市立四日市病院倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に別所史子准教授が就任。	市立四日市病院
11	市立四日市病院治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として別所史子准教授が就任。	市立四日市病院
12	看護研究の講義及び指導	看護研究を行うために大学から推薦された教員が講師として講義・指導を行う。	市立四日市病院
13	市立四日市病院臨床研修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、豊田妙子教授が参画。	市立四日市病院
14	がん検診啓発活動事業	教員と学生が様々な団体と協力し、がん検診の受診啓発を実施。検診会場として大学を提供。	健康福祉部
15	働く世代の健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築についての協議に河野啓子名誉学長が就任。	健康福祉部
16	四日市市食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に別所史子准教授が就任。	健康福祉部
17	四日市市国民健康保険運営協議会	後藤教授が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部

18	四日市市地域保健 運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について 学識経験者として柴田英治学長が参加。	健康福祉部
19	こころの健康づくり 講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓 発を行うボランティアとして協力。	健康福祉部
20	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボラ ンティアとして協力。	健康福祉部
21	四日市市長寿社会づく り懇話会	高齢化社会に関する取組について協議する場に豊 田妙子教授が委員長として参画。	健康福祉部
22	在宅・施設看護研修	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修 得することを目的に講義を実施。	健康福祉部
23	四日市市安心の地域医 療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等か らなる場を設置。柴田学長が会長職を担当。	健康福祉部
24	三岐鉄道 BRT 推進検討 会	連節バス導入にかかる BRT 導入及び環境共生圏の 構築を目指す会議に室町局長が参画。	都市整備部
25	保健師人材育成研修	保健師育成にかかる指導・相談・助言等を適宜大 学が受託する。	健康福祉部

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

四日市市から育成会奨学金制度をはじめ、実習施設の提供、講師の派遣等の支援を受け、
本学から人材育成や生涯学習、学識経験者や資格保有者による各種委員就任など良好な相
互協力体制を維持している。また、四日市市が特に積極的に推進している在宅医療に欠か
せない訪問看護師の養成や確保を目的とした在宅看護研修事業を実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

四日市市から高評価をいただいているが、四日市市が大学に求めている課題を常に探求
していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域貢献の役割を認識し、時勢に沿った課題等を常に意識しながら、四日市市をはじめ
とする地域との協力・連携をより一層深めていく方針である。

V 特記事項

自治体への公務員輩出率

本学は「公私協力方式」で四日市市の支援を受け設立された大学であり、設立当初から不安定な看護師等の確保に対する安定的な提供を通じた地域社会への貢献を重要視していることから、より地域貢献度が高いと考えられる市立四日市病院をはじめとする公務員就職率を高水準で維持していることが特徴であり、今後も維持していきたい。

看護学科（看護師、助産師、保健師）の就職者の40%を水準に公務員として地域社会へ輩出していくことを独自の基準としており、その水準は達成されており、地域医療の担い手としての役割を果たしていると評価している。

看護学科 公務員就職数及び就職率（直近5年間）

卒業年月	就職者数	公務員数	割合%	備考
2021.3	110	51	46.3	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、愛知県がんセンター、市立伊勢総合病院、稲沢市民病院、中津川病院、四日市市、いなべ市、川越町ほか
2022.3	108	47	43.5	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、名張市立病院、津島市民病院、大垣市民病院、小牧市民病院、三重県、四日市市、大町市ほか
2023.3	102	40	39.2	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、常滑市民病院、川崎市立川崎病院、四日市市、松阪市ほか
2024.3	104	44	42.3	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、松阪市民病院、半田市立半田病院、津島市民病院、一宮市立病院、大垣市民病院、津市、四日市市ほか
2025.3	120	54	45.0	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、愛知県医療療育総合センター、あいち小児保健医療総合センター、菰野町、市立東大阪医療センターほか
計	544	236	43.4	